

第68回 はたらく女性の

IN
長野



写真提供: 善光寺

オンライン
参加も可能

メイン
スローガン

- ミサイルよりケアを、増税より賃上げを!
- いのち・暮らし、平和を守る憲法生かそう
- 一人ひとりが大切にされるジェンダー平等社会の実現を

1日目

10/7^土

全体会 13:30~16:00 (開場12:30)

THE SAIHOKUKAN HOTEL (ホテル犀北館)
〒380-0838 長野県長野市県町528-1 TEL.026-235-3333(代表)



記念
対談

青木 理さん
(ジャーナリスト)

小畑 雅子さん
(全労連議長)



プロフィール

1966年長野県生まれ。慶応大文学部卒業後1990年共同通信社入社。2002年から2006年までソウル特派員。2006年共同通信を退社しフリーランスに。TBS「サンデーモーニング」などコメントーターとしても活動している。



私たちにできること
平和憲法と民主主義、
ジェンダー平等



プロフィール

1981年から埼玉県志木市で小学校教諭。2011年全教中央執行委員の後、書記長、中央執行委員長、全労連女性部長を歴任。2020年全労連初の女性議長(現在2期目)。

文化行事 長野合唱団赤い鳥

基調報告、たかひの交流、決議・アピール採択など
終了後、宣伝行動を予定しています。

2日目

10/8^日

分科会 10:00~12:30 (開場9:30)

JA長野県ビル12階会議室ABCD

〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3
TEL.026-236-3600

4つの分科会 (平和、労働、食、くらし)
2つの見学分科会 (善光寺、松代大本营)



▶JR長野駅からのアクセス

〈THE SAIHOKUKAN HOTEL (ホテル犀北館)〉

■中央通り (善光寺方面) 徒歩20分 (タクシーで約5分)

■路線バス [10]びんずる号、[11]「善光寺經由宇木行き」

または [16][17]「善光寺經由岩槻東条行き」

長野駅善光寺口1番のりば (5分) → 「権堂入口」バス停下車徒歩5分

〈JA長野県ビル〉

■中央通り (善光寺方面) 徒歩10分

参加協力費

会場参加、オンライン参加とも

・1日 1,000円 ・2日間 2,000円 ・学生無料

保育室あります

9月14日締切

要事前申し込み ●保険代等1日500円



主催 主催 第68回はたらく女性の中央集会実行委員会・長野県実行委員会

(全国連絡先) 〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 4F 全労連女性部気付 TEL.03-5842-5611

(長野連絡先) 〒380-0838 長野市県町593長野県高校教育会館Rinks593 3階長野県労連 TEL.026-217-9071

もくじ

連絡・注意事項	1
全体会プログラム	2
分科会プログラム	4
各会場までの地図	5
分科会紹介	6
第 68 回はたらく女性の中央集会スローガン・基調報告	12
日本政府への決議案	28
アメリカ合衆国・ロシア政府への決議案	29
広告	31

第 68 回はたらく女性の中央集会にようこそ！！

連絡・注意事項

◆受付・参加費（長野と医労連の参加者は、独自受付を設置します）

- 参加費は事前に振り込みいただいておりますので、受付で名前のチェックをお願いします。
- 事前申し込みをされていない方は「当日参加」受付で受け付けます。1日 1000円、両日参加の方は 2000円になります。受付票に必要事項を記入して参加費と一緒に持ちください
※1日目に両日受付された方は、領収証を示して希望分科会に直接ご参加ください。

◆全体会では2階クロークをお使いいただけます。大きい荷物はお預けください。

◆飲食について

- 1日目の全体会会場は、ホール内外とも飲食の持ち込みはできません。
- 2日目の分科会（研修室内）では食事等の持ち込みは可ですが、ごみなどは各自お持ち帰りください。

◆全体会の最後（決議採択）に、団体代表者の方は、会場から直接舞台に団体旗などを持って登壇してください。フィナーレで横断幕を持つ人は、舞台に集合してください。

◆アンケート・署名にご協力ください

本集会の感想を書いていただくアンケート用紙を袋の中に入れました。お帰りの際にぜひご提出をおねがいします。次回の集会をよりよいものとするためにご意見をお聞かせください。また、お配りした各署名用紙もできる限りご記入いただき、お帰りの際にアンケートと一緒に提出ください。

◆全体会・分科会開催中は携帯電話の電源 OFF にするか、マナーモードにしてください。

◆ごみは各自お持ち帰りください。

◆コロナ・感染症対策について

体調が悪いと感じたときは無理せず、参加は見合わせてください。

◆全体会会場では、物販を行います。

◆SNS デモを呼びかけます。道路事情などにより集会後のデモ行進、宣伝行動は実施できなくなったためです。SNS の発信用のコーナーも設けますのでご利用ください。

はたらく女性の
中央集会
IN
長野

SNSデモ
~会場の熱気を拡散・共有しよう~

■ #働く女性_の中央集会IN #長野 とタグ付けして投稿してください

■ 公式アカウントをシェア・リポストしてください

X (twitter) facebook Instagram



10月7日（土）全体会 プログラム

12：30 受付開始

13：30 開会宣言

文化行事 長野合唱団赤い鳥

13：50 主催者あいさつ/現地実行委員会あいさつ/来賓あいさつ

14：00 基調報告

14：20 活動・取り組みの紹介

14：30 休憩

14：40 記念講演（60分・質疑応答10分）

記念対談

私たちにできること～平和憲法と民主主義、ジェンダー平等～

青木理さん（ジャーナリスト）

小畑雅子さん（全労連議長）



プロフィール

1966年長野県生まれ。
慶応大文学部卒業後1990年共同通信社入社。2002年から2006年までソウル特派員。2006年共同通信を退社しフリーランスに。TBS「サンデーモーニング」などコメンテーターとしても活動している。

プロフィール

1981年から埼玉県志木市で小学校教諭。
2011年全教中央執行委員の後、書記長、中央執行委員長、全労連女性部長を歴任。2020年全労連初の女性議長（現在2期目）。

15：50 フィナーレ アピール・決議採択

開会あいさつ・次年度開催地からのあいさつ

16：00 閉会

売店について

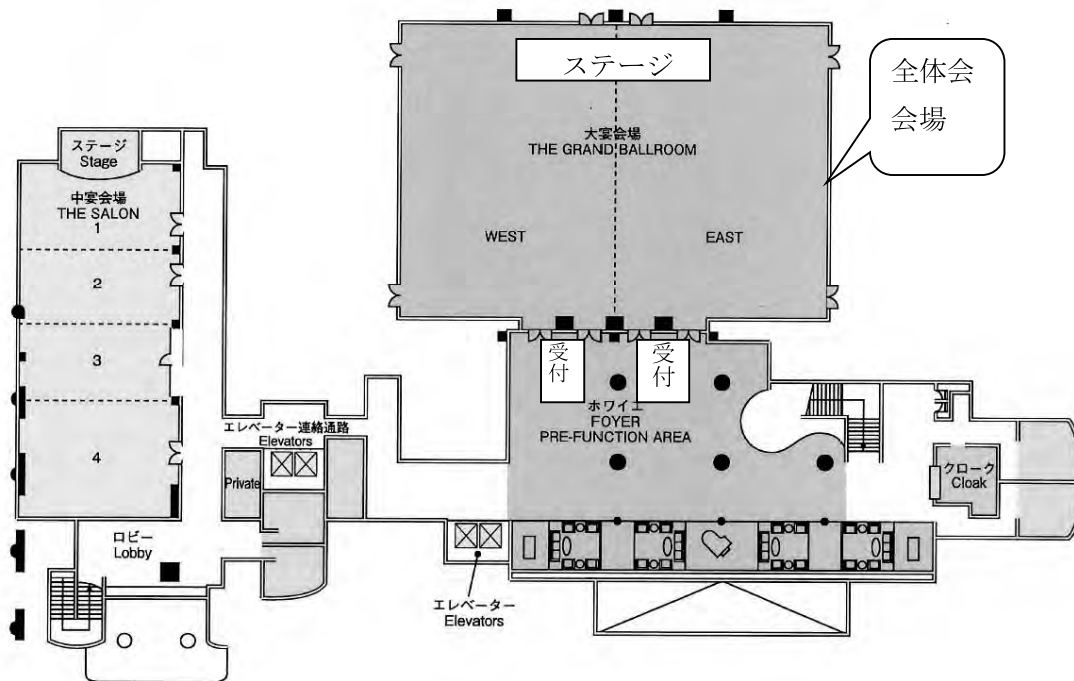
会場入り口で行います。どうぞお土産などお買い求めください。
また、争議団なども出店しています。ご協力お願いいたします。

全体会場図

FLOOR MAP

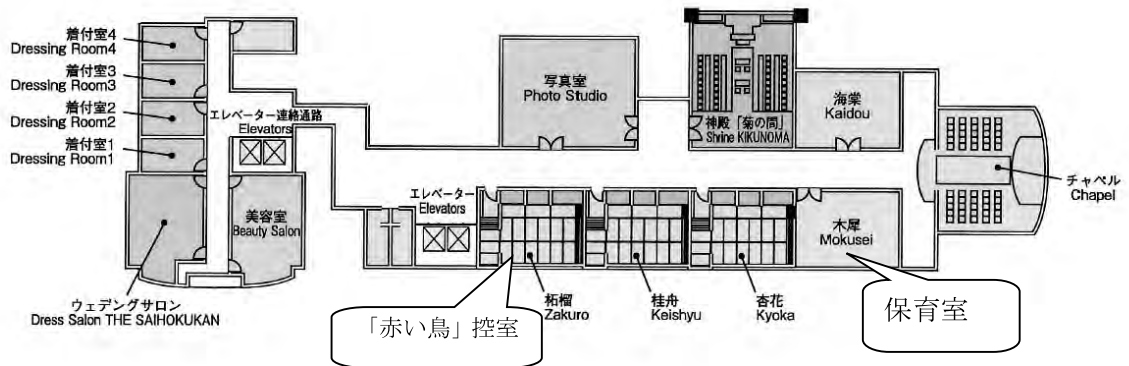
館内フロアマップ 2階

M A P



FLOOR MAP

館内フロアマップ 3階



- 大きな荷物は2階クロークにお預けください。
- 受付近くにSNSのフォトブース、顔出しパネルを用意します。ふるってお立ち寄りください。



10月8日（日）分科会 10：00～12：30（開場9：30）

会場：JA 長野県ビル 12 階会議室 ABCD

タイトルと会場	助言者
第1分科会 12D会議室 戦争する国にさせないために	助言者 千坂 純さん 平和委員会事務局長 助言者 飯島 春光さん 元中学校教師・中国残留問題研究家
第2分科会 12B会議室 ジェンダー平等で働き続けたい	助言者 今野久子さん 弁護士・東京法律事務所
第3分科会 12A会議室 食えることは生きること ～健康で文化的な生活できていますか？	コーディネーター 長野県労連副議長 藤綱みどりさん パネリスト 大久保ちひろさん 木曾郡王滝小学校栄養教諭 高木智香さん 辰野町会議員 大池俊子さん 山形村村会議員 浅沼信治さん 日本医学研究所客員研究員
第4分科会 12C会議室 ケアが大事にされる社会へ ～医療・介護・福祉・くらしの現場から、 見えるもの～	助言者 本田 宏さん NPO法人医療制度研究会理事長

見学分科会	
分科会①善光寺の歴史に学ぶ	若麻績敏隆さん 善光寺白蓮坊住職
分科会②松代大本營地下壕見学	

JA 長野県ビル 12 階 フロア図

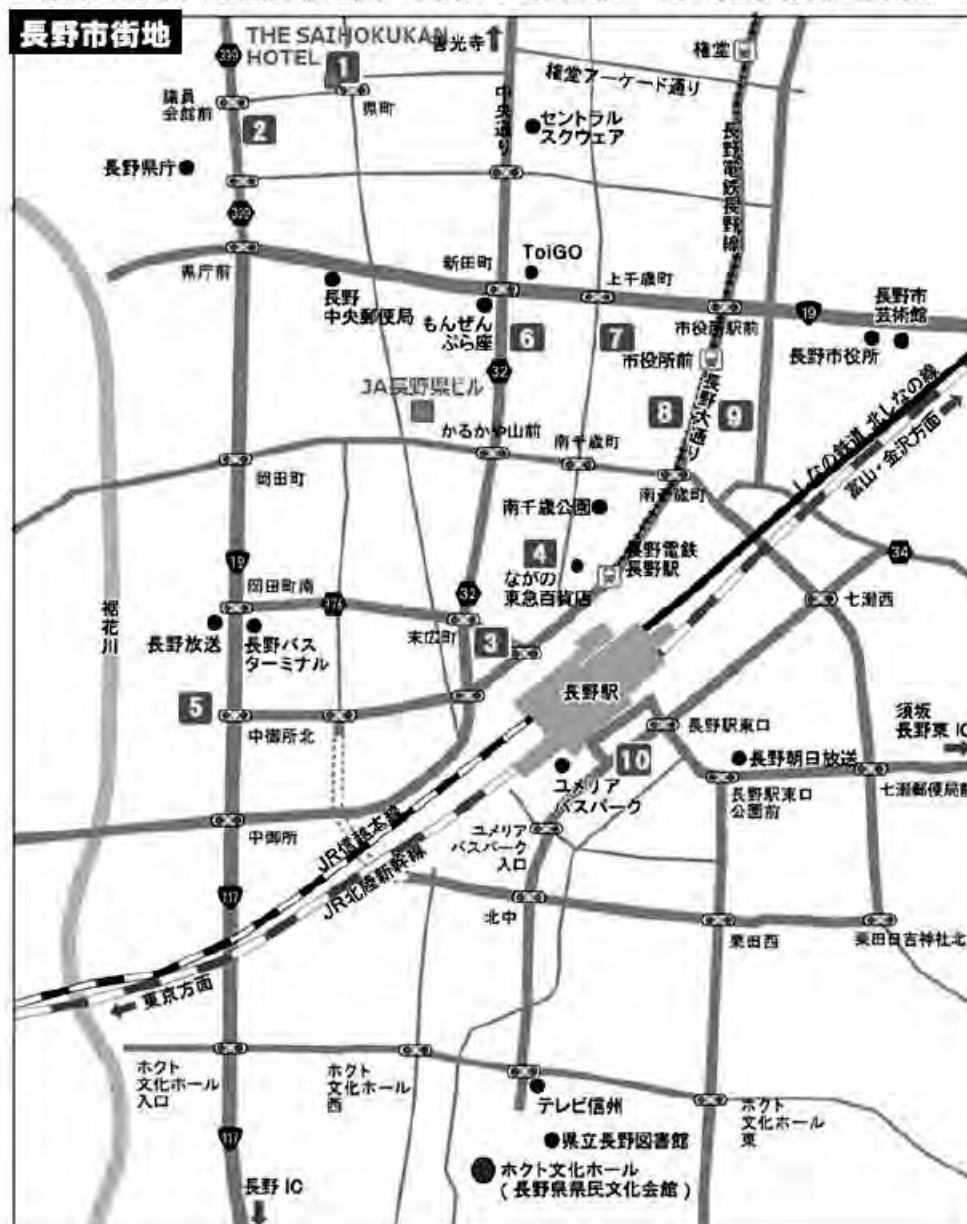


※事前申し込みをされていない方は、南ロビーの当日受付で参加費を払ってから各分科会会場に向かってください。申し込み済みの方は各会場に直接参加してください。

□分科会会場

JA 長野県ビル

長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3 TEL 026-236-3600



地図記号	会場名・ホテル名
■①	THE SAIHOKUKAN HOTEL
■	JA 長野県ビル
②	ホテル国際 21
③	相鉄フレッサイン長野駅善光寺口
④	HOTEL NEW NAGANO NeXT
⑤	ホテル信濃路

地図記号	会場名・ホテル名
⑥	ホテル JAL シティ長野
⑦	長野リデンブライザホテル
⑧	ホテルナガノアベニュー
⑨	ホテル日興
⑩	ホテルコートランド

第68回はたらく女性の中央集会 in 長野

第1分科会

「戦争する国に

させないために」

2023年10月8日（日）10時～

場所：JA長野県ビル12階



助言 千坂 純さん 平和委員会事務局長

助言 飯島 春光さん 元中学校教師

中国残留問題研究家

拓け満蒙 昭和13年10月号（満州移住協会発行、北海道立図書館蔵）札幌市平和バーチャル資料館HPより

10:00 開会

10:05 安保関連3文書と私たちの暮らし

千坂 純さん

10:50 満蒙開拓の歴史から学ぶ

飯島 春光さん

11:35 休憩

11:45 質疑・発言

12:00 助言者より

12:30 閉会



「安保関連3文書」のもと、政府は大軍拡を推し進めています。千坂さんからは今の情勢と、平和をつくるために私たちができることを考え合うヒントをいただきます。

かつて国策「満蒙開拓」のもとで、長野県はたくさんの住民を満州へ送り出しました。私たちが再び戦争に加担する動きに巻き込まれないために、満蒙開拓をめぐる人々の苦難と歴史について、飯島さんからお話を聴きます。

戦争の準備より平和の準備を進めていくには、どのように考え行動できるのか、一緒に考え合ひましょう。

ジェンダー平等で 働き続けたい

「臨時社員と正社員が同じ仕事にもかかわらず、賃金が8割以下は均等待遇の理念からも公序良俗違反」とされた、非正規差別争議の丸子警報器判決から学び、差別やハラスメント、低賃金や長時間労働を解消しジェンダー平等で働き続けられる職場をつくるために情報交流をしましょう。

(助言者) 今野久子さん (弁護士・東京法律事務所)



今野 久子さんのプロフィール

タイムスケジュール

- 10:00 開会
特別報告 丸子警報器裁判原告の皆さん (15分)
- 10:20 今野 久子さんのお話 (40分)
- 11:00 質問 (10分)
- 11:10 休憩 (10分)
- 11:20 リード発言 (15分)
- 11:35 意見・交流 (45分)
- 12:20 まとめ (10分)
- 12:30 終了 感想文記入

1978年弁護士登録 (東京弁護士会) 東京法律事務所
元日弁連・両性の平等に関する委員会委員長。労働法学会、ジェンダー法学会会員。
「過労死と差別をなくしたい」という思いで労働問題に取り組み、女性労働関係では芝信用金庫昇格賃金差別事件、丸子警報器事件、JAL マタハラ事件、メトロコマース事件等多数を担当。最高裁に上告している年金引下げ違憲訴訟弁護団のメンバーです。

食べることは生きること・・・健康で文化的な生活できていますか？

憲法第25条：健康で文化的な生活を営む権利を認め国の責務として
公衆衛生の向上増進に努めなければならない

パネルディスカッション方式で行います

コーディネーター：長野県労働組合連合会 副議長 藤網みどり氏

前職は長野県教職員組合栄養教職員部担当執行委員。
給食費無償化運動に取り組んでいます。

パネリスト： 学校給食の現場から 栄養教職員 大久保ちひろ氏

木曾郡王滝小学校栄養教諭。
今の給食の献立の紹介、問題点や課題も伝えていただきます。

学校給食無償化の運動に取り組んでいる辰野町議員 高木智香氏

4人のお子さんが小中学生のお母さん。素朴な疑問もあります。
月1回子ども食堂の運営をされています。

地産地消などに取り組んでいる農家 山形村村議員 大池俊子氏

山形村の学校給食用野菜納入のとりまとめをされています。
提供するうえでの苦労や課題なども伝えていただきます。

病院給食の観点から 日本医学研究所客員研究員 浅沼信治氏

都合により当日欠席です。佐久総合病院の病院給食の歴史や現状を
資料提供していただいていますので、コーディネーターが扱います。

<タイムスケジュール>

開会開会時刻以外は進行状況によって変わる可能性があります。

- | | |
|-------------|---|
| 10:00 | 開会 |
| 10:05～10:15 | コーディネーター・パネリスト 自己紹介 |
| 10:15～11:25 | パネリストによる提起
→パネリスト同士の質問・回答・交流 |
| 11:25～11:35 | 休憩 |
| 11:35～12:00 | フロアからの発言
・長野県内での子ども食堂のとりくみ ・学校現場の現状 など |
| 12:00～12:15 | パネリストまとめ |
| 12:15～12:25 | コーディネーターまとめ |
| 12:25～12:30 | 感想文記入 |
| 12:30 | 終了 |



ケアが大事にされる社会へ ～医療・介護・福祉・くらしの現場から見えるもの～

ミサイルを買うためには大枚を惜しまないのに、社会保障はバツサリと切り捨てる岸田政権。税金の使い方、間違っていないですか？

社会保障の専門家の問題提起を受け、ケアの現場で働く人、家族のケアをしている人、自営の女性のくらしなどを交流し、人が大切にされる社会への展望を語り合いましょう。



○タイムスケジュール

10:00 開会

10:05 助言者から問題提起

10:35 質問タイム

10:45 現場・当事者から発言

福祉の現場で働くなかまから（自治労連）

介護をしている家族の実態（新婦人）

自営業での現状、税・インボイス等（全商連）

11:15～30 休憩

11:30 発言と感想交流

12:10 助言者から まとめ

12:20 感想文記入

12:30 終了

助言者：本田 宏さん プロフィール 19

54年6月16日、福島県郡山市生まれ。医師(外科医)。NPO 法人医療制度研究会理事長。前埼玉県済生会栗橋病院院長補佐。日本医学会連合労働環境検討委員会委員。東京女子医科大学腎臓病総合医療センター外科、済生会栗橋病院(埼玉県)外科部長など。

著書に『Dr.本田の社会保障切り捨て日本への処方せん 新型コロナ感染症を乗り越えて三訂版』(自治体研究社、2021年)など。国会で意見陳述や全国1500回以上の講演活動を行う。

(顔写真 or イラスト)



見学分科会 1 善光寺の歴史に学ぶ

善光寺にはおよそ千四百年という長い歴史があり、その多くは市井に暮らす人々の思いと共に作られてきた歴史でした。古来より女性の信仰の対象であり、「廃仏毀釈」による危機から救ったのは尼僧だったのです。国宝である本堂や重要文化財である山門などを巡り、知っているようで知らない歴史を学びましょう。



講師：善光寺白蓮坊住職 若麻績敏隆さん

東京藝術大学出身。先生にも恵まれて美術のおもしろさが見え、大学院まで進み、その後、仏教系大学である大正大学の大学院に編入。

白蓮坊では、坊内に万華鏡やとんぼ玉などを取り扱うアートショップ「ギャルリ蓮」を併設しています。作家ものをはじめとする展示販売のほか、手作りするワークショップなども開催しています。



<タイムスケジュール>

進行状況によって変わる可能性があります。

- 9:30~10:00 受付
白蓮坊に直接お越しください。
参加協力費 1,000 円、拝観料 600 円を収集します。
- 10:00 開会
- 10:00~10:05 講師紹介
- 10:05~11:30 座学 白蓮坊
- 11:20~11:30 休憩
- 11:30~12:30 見学

白蓮坊 〒380-0851 長野市元善町 465 番地

電話：026-232-0241 FAX：026-232-0243

<長野駅から> 善光寺口 バスロータリー

「1 番のりば（善光寺方面行き）」発の路線バスをご利用ください。

「善光寺大門」下車 運賃 190 円

ホームページ [善光寺宿坊 白蓮坊 \(plala.or.jp\)](http://plala.or.jp)

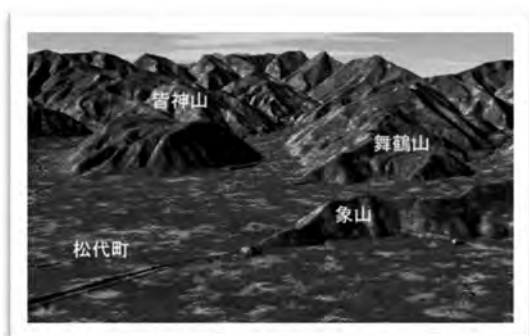


<資料> ナガラボ あなたと長野市のご縁をつなぐサイト

<https://nagano-citypromotion.com/nagalab/people/people2860/>

見学分科会 2 松代大本営地下壕見学

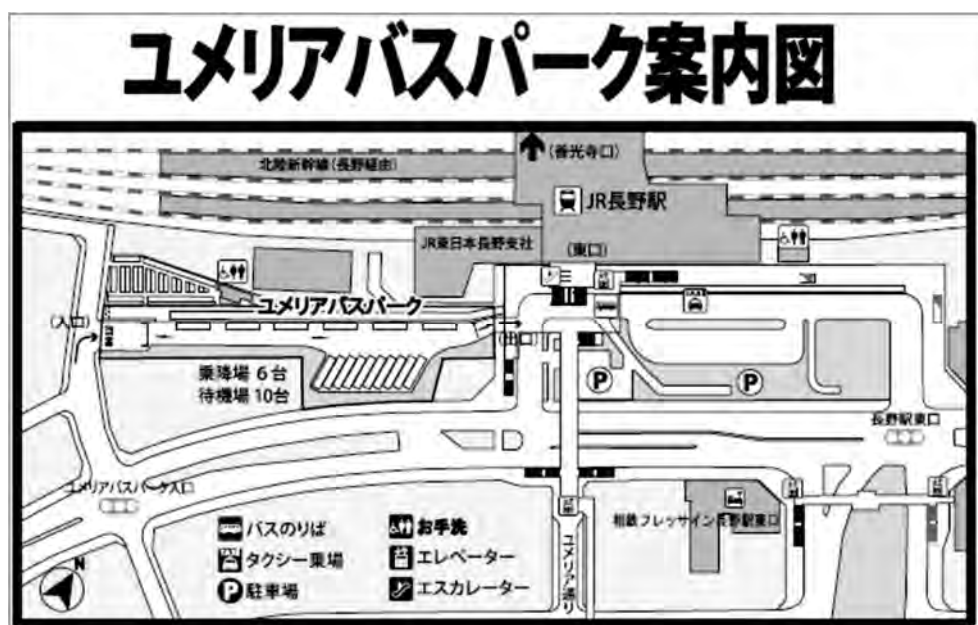
長野県には多くの平和を学ぶ施設があります。第二次世界大戦の末期に国の中枢機関を長野市松代に移すことが計画され、大規模な地下壕が建設されました。先日、沖縄のデニー知事も訪れた世界的に重要な第二次世界大戦の戦争遺跡を、NPO法人松代大本営平和祈念館のガイドで見学し、史実を学び交流します。



<タイムスケジュール>

- 9:30~10:00 長野市東口
ユメリアバスパークで受付
- ※場所は下の図参照（長野市ホームページ）
分科会参加協力費 1,000 円集金します。
バスは長野観光コンベンションビューローよりエクスカッションバス借用のため無料。
- 10:00 ユメリアバスパーク 発
- 10:00~10:30 移動
- 10:30~12:00 象山地下壕 見学
- 12:00~12:30 移動
- 12:30 解散

※ 壕内は路面がごつごつしており、気温は年間を通してほぼ 15℃です。歩き易い履き物で、夏期には寒さ対策をしてください。安全のため必ずヘルメットを着用してください。（ヘルメットは入り口に常備）



第68回はたらく女性の中央集会 in 長野 スローガン

ミサイルよりケアを、増税より賃上げを！
いのち・暮らし、平和を守る憲法を生かそう
一人ひとりが大切にされるジェンダー平等社会の実現を

基調報告

はじめに

はたらく女性の中央集会是、女性労働者や自営業・農山漁村ではたらく女性たちが要求をもちより、はたらく権利と雇用・くらし・平和を守り、女性の地位向上と男女平等の実現をめざし、交流・学習・討論する場です。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、貧困と格差を一層拡大し、女性の非正規雇用労働者が、雇用調整弁として扱われ、子どもを含む弱い人が犠牲となりました。自殺者も未だに後を絶ちません。

多くの国民・労働者が、いのち・暮らしへの不安と危機を感じています。安全安心な世界を継続するために必要なのは武力ではありません。世界に誇る平和憲法を守ると同時に、9条の力をいかすこと、憲法がいきる社会の実現が必要です。

誰もが安心して、自分らしく生き、暮らせる社会の実現のために、日本国憲法・女性差別撤廃条約が生かされる社会をつくるために、さらに女性の共同を広げていきましょう。

I. 情勢の特徴

憲法改正と防衛政策の大転換にひた走る岸田政権

2022年12月16日、岸田政権は、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の安保3文書を閣議決定しました。相手国領内への「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有を初めて盛り込むなど、憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本のあり方を根本から変え、日米軍事同盟を一層強化するもつで「戦争国家づくり」の道を突き進むものとなっています。

2023年4月5日には、国家安全保障戦略に基づき「政府安全保障能力強化支援」を決定。「同志国」とみなした途上国の軍に対して、装備品の提供やインフラ整備を無償で行う援助に公然と踏み出します。加えて、政府・自民党内ではウクライナ支援や友好国との関係強化を旗印に、殺傷能力のある武器の輸出解禁を目指す声が高まっています。

6月7日、防衛産業への支援を強化するための「防衛装備品生産基盤強化法」が、参院本会議で自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党、立憲民主党など野党の賛成多数で可決、成立しました。日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風は反対しました。国の財政支援を通じて、防衛装備品の海外輸出などを促進するとともに、事業継続が難しい防衛装備品製造企業の施設が国有化されますが、赤字事業に

税金が使われ続けることなどへの懸念は払拭されないままとなっています。陸海軍に直接所属して、軍需品を製造する戦前の工場の事実上の復活であり、絶対に認められるものではありません。

9月13日発足の第2次岸田内閣改造にあたって岸田首相は、記者会見で「憲法改正の議論を進めるための布陣を強化することはしっかり考えたい」と表明。岸田首相以下自民党籍19人の閣僚のうち15人が日本会議と神政連に加盟しており、改憲を進めるための危険な布陣にほかなりません。

軍事への投資ではなく社会保障や暮らしへの予算拡充を

6月16日、政府が最重要法案と位置づける防衛費増額に向けた財源確保法が、野党が一致して反対するなか参議院本会議で自民・公明両党などの賛成多数で可決・成立しました。2022年12月岸田政権は、民主主義を踏みにじり、国民を犠牲にして、戦争する国づくりを推し進めるために、敵基地攻撃能力の保有を含む防衛力整備に5年間で43兆円もの税金を投じる方針を閣議決定。2023年度予算として、防衛関連予算・軍事費を前年比プラス89.4%、4.8兆円も増額し10兆24億円（うち3兆4千億円は翌年度以降に充てる防衛力強化資金）としました。防衛費が社会保障に次ぐ2番目となり、公共事業費、文教、科学振興費を上まわる戦後最悪の予算が成立しました。今後5年で4兆円を投じ、自衛隊基地の強靱化をする計画です。

防衛費増額に向けた財源を確保するための法律財源確保法は、歳出改革や決算剰余金、国有財産売却など、税金以外の収入を複数年度にわたって活用できるようにするため、一般会計に「防衛力強化資金」を創設することが盛り込まれています。

また、政府は、財源のうち歳出改革などで足りない部分については、所得税の納税額に新たに1%の付加税を課すことなどで確保する一方、東日本大震災からの復興予算にあてる「復興特別所得税」の税率を1%引き下げたうえで、課税期間を延長する方針です。

新型コロナウイルスによる経済への打撃は、非正規労働者や小規模事業者、所得の低い人の中で特に深刻な問題になりました。私たちが払ってきた税金は、軍拡に使うのではなく、社会保障に、暮らしに使うべきです。

米軍辺野古新基地建設を中止させ、沖縄を戦争の侵略基地にさせない

2022年9月11日、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の是非を最大争点に行われた沖縄県知事選は、新基地反対を貫き、米軍普天間基地の危険性除去と閉鎖・撤去を訴えた「オール沖縄」の玉城デニー知事が再選を果たしました。この選挙は、2014年11月の翁長県政以来、3連勝です。政府は沖縄県民の民意に応じて沖縄・辺野古に建設中の新基地建設を中止するべきです。

2022年12月、岸田政権は閣議決定した安保3文書に基づき、沖縄など南西地域の軍事力強化に向けた動きを本格化しています。加えて、1月に開かれた日米首脳会談や日米の外交・軍事担当閣僚による安全保障協議委員会では、南西地域での軍事協力の一層の強化が打ち出されました。協議委員会では、米空母艦載機の着陸訓練が狙われている馬毛島（鹿児島県西之表市）での自衛隊基地建設の推進を確認したほか、米軍嘉手納弾薬庫（沖縄県）の自衛隊による使用拡大、南西地域での基地の共同使用、共同演習・訓練の増加でも一致しました。さらに米側は、対艦ミサイルを備える米海兵隊の「海兵沿岸連隊」を沖縄に創設することも明らかにしました。

7月初旬、沖縄県の玉城デニー知事は中国を訪問しました。訪問目的は「経済」と「独自外交」ですが、訪問を前に、東アジア地域で緊張が高まっていることを踏まえ、訪問の意義について「不安視するよりも、アジア全体が平和であってほしいということから、いろいろな国、地域とつながり、互恵関係を続けていきたいと伝えたい」と述べるなど、平和外交にも力を入れています。

岸田政権が進めようとしている敵基地攻撃能力の保有や、大軍拡で緊張を高めるのではなく、対話による東アジアの平和の構築が求められています。

唯一の戦争被爆国である日本こそ核兵器禁止条約に参加を

5月19日から21日迄、広島で主要7カ国によるG7サミットが行われました。

その中で出された広島ビジョンは、核軍縮に特に焦点を当てた主要7カ国首脳による初の共同文書ですが、核軍縮を前進させるような内容も、核廃絶の言葉もなく、「核抑止力論」の立場に立つもので、核兵器禁止条約には一言も触れませんでした。これについて、日本原水爆被害者団体協議会、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）などが強く批判、ノーベル平和賞授賞式でスピーチしたカナダ在住の被爆者サーロー節子さんは、「G7広島サミットは大きな失敗だった」とコメントしています。8月4日から

9日に開かれた原水爆禁止世界大会でも、8月6日、9日の平和式典でも日本政府に条約への署名が強く求められました。

2023年1月9日現在、核兵器禁止条約に署名・批准・参加した国は92か国。7月5日には、平和団体が、「核兵器禁止条約への署名、批准を求める」署名の第2次分34万3481人分（署名累計130万4091人分）を外務省担当者に提出しました。日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の意見書は695議会に達し、全1788議会の約37%となっています。（7月6日時点）

唯一の戦争被爆国日本こそ、核兵器禁止条約を批准し、核兵器の放棄と廃絶に向けたイニシアチブを積極的にとるべきです。

政府方針対応に7割が不適切と判断

6月2日、現行の健康保険証を原則廃止することを盛り込んだマイナンバー法（正式名称：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）などの関連法改正案が参院本会議で可決、成立しました。しかし、このマイナンバーカード保険証使用に伴うトラブルが次々に明らかになっています。

7月2日にJNNが発表した世論調査では、マイナンバーカード保険証をめぐる相次ぐトラブルへの政府の対応について「適切だ」と回答したのは19%、「適切でない」が72%にものぼっています。また、紙の健康保険証を来年秋に廃止する政府方針に対し73%が撤回もしくは延期すべきだと回答。「廃止期限を延期すべきだ」と答えたのが40%「方針を撤回すべきだ」が33%、「方針通り進めるべきだ」は22%でした。同調査では、現内閣の支持についても行っており、支持率は40.7%（前回-6.0%）、不支持率56.4%（前回+8.1%）となっています。

7月5日に行われた、全国保険医団体連合会の記者会見では、この間行なってきたマイナンバーカード保険証のトラブル調査をもとに、政府が現行の健康保険証を2024年秋に廃止すれば、オンライン資格確認できないなどのトラブルが少なくとも108万件（推定）発生するとし、現行の健康保険証を残すべきだと強調しています。マイナンバーカードと保険証の一本化は、中止すべきです。

物価高騰による生活水準の悪化

国際的な原材料価格の上昇に加え、ロシアのウクライナ侵略に、円安が加わったことで、身近な食料品、光熱費や、交通機関等の値上げが相次いでいます。その結果、生鮮食料品を除く消費者物価指数は、去年の同じ月と比べ2023年1月には4%増、7月まで11ヵ月連続では3%以上増となりました。一方で、実質賃金は、厚生労働省・毎月勤労統計調査では15ヵ月連続で減少し、6月分は前年同月6.0%減となっています。実質賃金が年度を通じて減少したのは消費税増税以来8年ぶりとなり、物価高騰のもと日本の「賃金があがらない国」がひと際目立っています。

帝国データバンクによれば、家庭用を中心とした飲食料品の2023年の値上げ品目数は、7月12日までの判明ベースで累計3万9品目に上りました。全食品分野に及ぶ年3万品目超の値上げはバブル崩壊後の30年間でも異例で22年（2万5768品目）を上回り過去最大級の値上げです。また、10月は、酒類やソーセージ、調味料などを中心に3716品目が既に値上げが予定されており、最大で1年前と同水準の8000品目前後に到達する可能性があります。

政府は5月16日に物価問題に関する関係閣僚会議を開き、電力大手7社による家庭向け規制料金の値上げを了承。6月1日から標準的な家庭の電気料金の値上げ幅は14~42%となりました。

こうした中、フランスでは、急速な物価上昇が続くなか、国民の購買力を確保し、家計への影響を抑えることを目的とする緊急措置である購買力確保のための緊急措置法が2022年8月2日に国民議会で可決成立。各種ボーナス・特別手当支給制度等の拡充のほか、未消化の休暇の現金化の促進、老齢年金や生活保護の4%引き上げ、家賃引き上げ幅の制限などが盛り込まれるなど、国として努力をしています。

賃上げ・格差是正・安定雇用の実現を

2023年春は、コロナ禍での中小企業の倒産が増えました。それでも、失業率は3%にいたらず、コロナ禍体制から経済活動が正常化しています。インバウンド効果もあり、全体でみた企業収益は高水準で推移しています。現在、多くの産業・企業で人手不足が顕著となっています。帝国データバンクの「人手不足に対する企業の動向調査」（2023年4月）によれば、「人手不足割合は正社員で51.4%、4月としては過去最高、非正社員でも4年ぶりに3割超」です。企業収益が高水準であること、人員不足で

あることが、統計からも明らかです。職場の仲間を増やし、大幅賃上げと男女・雇用形態別の格差是正、人員増、長時間労働の解消等、要求実現へ、大きく運動を広げていきましょう。

経済の先行きは、ウクライナ情勢や国際的な金融市場・為替相場の動向、原材料・エネルギー等の価格や供給など、不確実な要素がいくつもあります。すみやかに労働者の要求を実現することが、景気の回復と経済の下振れリスクを乗り越える最大の対策です。労働者の要求が、経済政策的にも合理性があることに確信をもち、運動を進めていくことが大事です。

最低賃金は全国一律 1500 円の世論を広げよう

8月18日、全都道府県で2023年度の最低賃金の引き上げ額の答申が出そろいました。都道府県中24県(51.06%)の地方最低賃金審議会が目安を上回る答申を示しました。中央目安を8円上回ったのは1県、7円3県、6円4県、5円4県、4円2県、3円1県、2円3県、1円6県です。特に、Cランクの地方が地域間格差の縮小と大幅引き上げの意思を強く示しました。地域間格差解消を求める私たちの運動と低額地域労働者の怒りのあらわれです。

加重平均は1,004円(前年比+43円、+4.4%)となり、引き上げ額も過去最高となりました。しかし、2020年までとした政府目標がやっと達成されたにすぎません。「過去最高の引き上げ」とは言うものの、もともとの低水準に激しい物価高騰のもとで生活改善が実感できる引き上げではありません。また、大幅引き上げを続ける世界水準にはまったく届かないものです。

また、最高額の東京(1,113円)と最低額の県(893円)との額差は220円(前年219円)に拡大する看過できない答申です。格差是正のために中央最低賃金審議会がランク数を4つから3つに減らした効果は見られず、ランク別・地域別最低賃金の限界を示すものとなりました。

全国労働組合総連合の最低生計費試算調査で「生計費には都市と地方で差がないこと」「月額25万円・時間額1,500円(月150時間)以上必要」なことは明らかです。急激な物価高騰の中で「1,600円、1,700円なければ生活できない」とする声すら寄せられています。

地賃答申に政府に中小企業支援を求める付帯決議が昨年にも増して出されています。

全国労働組合総連合は、中小企業への抜本的支援策を要求するとともに、「年収の壁問題」はジェンダー差別の解消や自立できる賃金の実現の観点での制度設計と対策を求めています。

ALPS 処理水(汚染水)の海洋放出に国内外で怒りの声

2011年の東日本大震災福島原発事故発生後、政府と東京電力は、東京電力福島第1原発事故に伴う「ALPS処理水(汚染水)の海洋放出について、2015年に地元漁業者と「関係者の理解なしには処理水のいかなる処分もしない」と約束。全国漁業協同組合連合会や福島県漁業協同組合連合会は「処理水」海洋放出に断固反対してきました。しかし、政府は2021年4月に、海洋放出計画を発表。2023年7月国際原子力機関(IAEA)は、2年にわたる評価の末、計画を承認しました。東京電力は8月24日午後1時頃、東京電力福島第1原発事故で生じたALPS処理水の海洋放出を開始。処理水は30年間かけて放出する計画で、政府・東京電力は2051年の「廃炉」完了までに放出するとしています。

原発をなくす全国連絡会は、同日午後「放出はただちに中止を」訴える宣伝行動を行いました。抗議行動は、東京都内、東京電力本社前、福島県いわき市をはじめ各地で行われました。東京電力の放出は、海外からも非難の声があがっています。

この間、約束してきたことをほごにし、市民・国民の声を無視し、放出ありきの対応を到底許されることはありません。引き続きALPS処理水ストップの声を、あげていきます

II. はたらく女性の実情

ジェンダーギャップ指数125位、主要7か国で最低

2023年6月21日、世界経済フォーラムが、世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダーギャップ指数」(以下GGI)2023年を発表しました。今回の調査では、男女が完全に平等な状態を100%とした場合の全世界の達成率は68.4%で、昨年度より0.3ポイントの改善が見られました。本調査は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野から成る指数ですが、日本は国別ランキングで対象146カ国中125位(達成率64.7%)と、前回より0.25ポイント落とし、順位を9つ下げ過去最低の結果となっています。発表がスタートした2006年の日本のジェンダー平等達成度は64.5%で、17年間ほとんど改善されていないのがわかります、

主要先進国(G7)のなかでは最下位となっています。地域別の結果を見ても、東アジア・太平洋地域

の指数は 8 地域中 5 番目に高いスコアを示している一方で、フィジー、ミャンマーと並ぶ最下位に位置し、現在の進捗率では、この地域がジェンダー平等を達成するには 189 年かかると試算されています。

ギャップが解消しないのは「政治」「経済」が大きく影響している

「政治」分野が 138 位と低いのは、衆議院議員に占める女性割合が 10%であること、閣僚が 8.3%であること、女性の首相が誕生していないことが、低い評価の理由となっています。列国議員連盟 (IPU) の「世界女性国会議員」調査によると、世界全体の女性議員比率は 2023 年 6 月で 26.6%、167 位にとどまっています。2018 年に政治分野における男女共同参画法が施行されて 5 年が経過しましたが、政権与党である自民党の女性議員は、衆議院議員 8%・参議院議員 20%、公明党は、衆議院議員 12%・参議院議員 14%にとどまり責任は重大です。

「経済」については、労働力人口に占める女性の割合が、54.2%と女性労働者の比率は決して低くないものの、管理職に占める女性の割合の低さや男女間の所得格差から、経済参加と機会均等度は 56.1%で、146 カ国中 123 位 (前年は 121 位) となっています。

日本では、2022 年 7 月の女性活躍推進法に関する省令改正を経て、2023 年 1 月、開示府令の改正により有価証券報告書での男女間賃金格差の情報開示が従業員数 301 人以上の企業を対象に義務化されました。政府は、上場企業の女性役員の比率を 2030 年までに 30%以上にすることを掲げていますが、現在の速度ではジェンダーギャップ解消にはほど遠いことから、制度を整えることはもちろん、諸外国に学び、さらなる施策が必要です。

一方で、世界は平等達成ために努力しています

14 年連続 1 位のアイスランドでは、2017 年に就任したカトリーン・ヤコブスドッティル首相が、直ぐに取り組んだのが男女賃金格差をなくすことでした。企業に対して、賃金に性別で格差が出ることを禁じ、さらに男女同一賃金の証明を世界で初めて義務付け、違反した場合には罰金を科すという、踏み込んだ法律を施行しています。賃金の平等を貫く理由は、それが「より良い社会」を実現するために、必要不可欠なものだからだと言います。

第 3 位のフィンランドは、2019 年、世界最年少 (34 歳) の首相が誕生。2021 年には、義務教育の年齢を 16 歳から 18 歳に引き上げています。その理由を、フィンランドの教育相は、「教育は投資であり成長力を生み出す。かつて他の北欧諸国などと比べて貧しかったフィンランドの今があるのは、教育に力を入れてきたからだ」と言います。

年金にまで続く男女賃金格差

国税庁の令和 3 年分民間給与実態調査によれば、1 年を通じて勤務した労働者の平均給与は男性 545 万円に対して、女性 302 万円となっています。正職員・非正規職員では、508 万円に対して 198 万円と大きな格差があります。給与所得者の給与階級別分布をみると、男性では年間給与額 400 万円超 500 万円以下の者が 537 万人、女性では 100 万円超 200 万円以下が 497 万人と最も多くなっています。また厚生労働省の「令和 4 年賃金構造基本統計調査」でみる一般労働者賃金は、男女計 311.8 千円、男性 342.0 千円、女性 258.9 千円となっており、男女間賃金格差 (男=100) は、75.7 と依然として賃金差別は続いています。

自治労連が会計年度職員を対象に行った 2022 年結果によれば 22,401 サンプルに占める女性割合は 86%に達していること、勤続年数 5 年以上が全体の 58%を占めているのに、年収 200 万円未満が 59%に達していること、「単独で主たる生計を維持している」と回答した 25%のうち、年収 200 万円未満 (世帯収入 200 万円未満) が 48%を占めていることが明らかになりました。「会計年度任用職員制度」が女性労働に依存する「ジェンダー不平等」な制度であり、ジェンダーと正規・非正規による賃金格差を助長し、「同一労働・同一賃金」を妨げていることが浮き彫りとなっています。

政府は、女性活躍を推進する中で、男女の賃金格差を問題としているものの、その結果として起きる年金の男女格差は課題にしません。女性の労働力率は高まっているものの、非正規雇用が多く、非正規雇用者の厚生年金加入は制限的であることから、自立できる賃金や、安心して暮らせる年金にはなっていません。こうした年金水準の低さも、日本社会のジェンダーギャップを反映しています。

働き分を認めない所得税法 56 条による不利益

所得税法第 56 条があることで、家族従業者の 8 割を占める女性が不利益を被っています。この背景

には、個人事業者に限って家族の働き分を経費として認めない問題があります。56 条は、時代遅れの悪法であり、日本国憲法第 14 条「法の下での平等」や第 24 条「家族生活における両性の平等」に反する、憲法違反の税法です。ともに働いて得た収入を労働に応じて受け取ることは、当たり前権利だと考えます。働き分が認められないことによる不利益は、産前・産後、育児のための休業・所得が補償されないことにもつながっています。56 条廃止に向けて、広範な女性の共同を力に、女性の権利・人権を保障させる運動を広げていくことが必要です。

安定した雇用を広げるために

4 月 28 日、フリーランス取引適正化法が参院本会議で全会一致によって可決・成立しました。「権利のない」働き方に苦しめられてきたフリーランスの就業環境に一定のルールを設けました。

政府・財界の雇用柔軟化政策と相まって、フリーランス（仕事を発注する企業と事業の契約を結んで働く人）は、デザイナーや建設業のひとり親方、宅配サービスの配達員など、多岐にわたり、2020 年内閣官房による調査では、462 万人と推計されています。労働者の権利は憲法、労働基準法、労働組合法などに定められており、雇用主は労働時間、均等待遇、最低賃金といった規定を守る義務を負っています。しかしフリーランスは「雇用によらない働き方」とされており、労働法規による規制を逃れていることが無権利の働き方を横行させています。今回の成立で、契約にあたって書面や電子メールの交付を義務づけ、報酬の支払期日を納品から 60 日以内。一方的な報酬カットを禁じ、契約を中途解除する場合は 30 日前までに予告すると定め、ハラスメント防止も盛り込まれました。実効ある規制として新法は来年秋までに施行されますが、詳細は今後、厚労省令で定めるとされており取引企業に対する監視や指導の強化が必要です。

6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針 2023）」では、三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と、「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成とありますが、具体的な賃上げ政策そのものは掲げられていません。中身は、リスクリング（学び直し）による能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化を一体的に進める労働市場改革であり、その結果「構造的な賃上げ」が実現するといえます。欧州連合諸国では、今の職場での雇用を守ることを目的として職業教育政策の強化が進められているのに対し、岸田政権のリスクリングの目的は、「労働移動」であり、スキルアップへの労働者の自己責任が強調されています。

ILO（国際労働機関）は 2006 年に採択した勧告第 198 号で、自営業の形を偽装した雇用関係によって労働者の権利が侵されないよう、誰が労働者にあたるのかを、社会の変化に応じて定期的に見直すよう各国政府に求めています。取引法にとどまらず、労働法制の適用拡大が求められています。

出産を契機に正規雇用比率は 30 代以降低下の L 字カーブ

女性の正規雇用率は、男女雇用機会均等法施行以降下がり続けており、2020 年には 5 割を下回り、女性の雇用の半数を非正規が占めています。

女性版骨太の方針 2023 でも、女性の正規雇用率が 20 代後半に 59.8%に対して、30 代以降出産を契機に非正規雇用化がすすみ、35 歳から 39 歳では 39.0%、40 歳から 44 歳は 35.8%と L 字カーブを示していることを掲載し長時間労働を中心として労働慣行、女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識等が大きく影響しているとしています。

母性保護・両立支援を知って、活用しよう

全労連女性部が、2020 年 4 月から 7 月に行った「女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査」で、仕事と家庭・育児を両立させて働き続けるためにもっとも切実な要求の上位 5 つは、①休暇の取りやすい職場、②子の看護休暇の拡充、③保育や授業参観、行事参加の休暇、④子育てに対する職場の理解、⑤保育料など育児に関わる負担減です。

育児・介護休業法の改正に伴い、22 年 4 月から育児休暇の周知・意向確認が事業主の義務となり中小企業、大企業にかかわらず、全ての事業主に適用されていることから制度の周知と積極的な活用が必要です。

女性部の実態調査で、生理休暇の取得状況をみると、正規 82.6%、非正規 90.4%が、生理休暇をとっていません。生理休暇を取得しない理由では、全体として「苦痛でないので必要ない」が 36.7%、「人員不足や多忙で職場の雰囲気としてとりにくい」が 28.7%、「はずかしい、生理であることを知られたくない」が 28.7%と多く、「就業規則にない」は正規 2.3%、非正規 16.1%と回答でした。また、

生理休暇時の賃金は、労基法上規定はありませんが、労働組合のたたかいで有給を実現させているところもありますが、同じ職場でも正規が有給で非正規は無給の職場があるなどの格差があることから、「有給で」の要求が必要です。

労基法第 68 条は「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、その者を生理日に就業させてはならない」と定めており、違反した使用者は 30 万円以下の罰金が示されています。職場での条件整備を進めるとともに、生理休暇の必要性を学び母性保護の重要性を職場に根付かせる取り組みが求められます。

「人間らしく働きたい」「健康を守り、すこやかな次世代を生き育てたい」という願いは、男女労働者・国民の共通の願いです。女性特有の事情を理由に、仕事上の不利益や差別を受けることがあってはなりません。先輩方が勝ち取ってきた権利をしっかり行使することは、自分と仲間を守ることに繋がります。

安心して子どもを産み育てられる社会の実現を

2022 年の日本の出生数は、厚生労働省発表では 77 万 747 人です。過去最少だった 21 年を 4 万 875 人下回り、7 年連続で減少、初の 80 万人台を割り込んだ結果となりました。合計特殊出生率は過去最低の 1.26 で前年の 1.30 より 0.4 ポイント低下しています。政府が目指す「2025 年までに出生率 1.8 実現」の目標とは逆行し、改善されていません。この背景には、経済状況や長時間労働前提の働き方、出産・子育ての仕組みや環境整備の遅れがあります。これらのことを解消するには、男女ともに、生活時間と仕事を両立できる「一日 7 時間週 35 時間労働制」や残業規制の強化など、労働時間短縮と高等教育までの教育費無償化と、賃上げ、ケアの社会化、ジェンダー平等政策の推進、正規と非正規の不合理な格差をなくし、非正規雇用の待遇を改善する政策が必要です。

世論調査でみる男女の平等感と家庭的責任の実実

「令和 4 年男女共同参画社会に関する世論調査」でみる男女の地位は平等になっているかの中で「家庭生活」では、「男性の方が優遇されている」59.8%、「(「男性の方が非常に優遇されている」9.0%、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」50.8%)」「平等」31.7%、「女性の方が優遇されている」8.0%、「(「どちらかといえば女性の方が優遇されている」7.0%、「女性の方が非常に優遇されている」1.0%)」という結果になっています。

厚生労働省の実施した「令和 4 年度雇用均等基本調査」によると、令和 4 年度の育児休業取得率は、女性は 80.2%であるのに対して男性は 17.13%に留まっています。前年の 13.97%、前々年の 12.65%と比べると取得率は上昇傾向にあるものの、未だ水準が低い状況です。

また、同調査によると、取得期間についても男性の方が短い結果となっており、具体的には、女性の 9 割以上が 6 ヶ月以上取得している一方で、男性は約半数が 2 週間未満になっています。

女性への DV・性暴力、自殺の増加

内閣府男女共同参画局男女間における暴力に関する調査報告書(令和 3 年 3 月)によれば、女性の約 4 人に 1 人、男性の約 5 人に 1 人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約 10 人に 1 人は何度も受けています。しかし、配偶者からの暴力の相談経験をみると、被害を受けた女性の約 4 割、男性の約 6 割はどこにも相談していません。

2023 年 3 月 14 日、厚生労働省は警察庁の統計を基にした 2022 年の年間自殺者数(確定値)が、2 万 1881 人で、前年に比べ 874 人(4.2%)増加しました。そのうち女性は 7135 人(前年比 67 人・0.9%増)3 年連続で増加しています。

不同意性交等罪を創設する改正刑法の成立

6 月 16 日、不同意性交等罪を創設する改正刑法の可決などが参院本会議で、全会一致で可決・成立しました。同法は、強制性交等罪と準強制性交等罪を統合して「不同意性交等罪」に改称し、罪の構成要件を同意の有無を中核とした要件に変更した暴行・脅迫・アルコール・薬物の摂取、地位の利用などにより、被害者が「同意しない意思」を形成・表明・全うすることを困難にして性交などを行った場合、処罰の対象となります。これまで、被害者の抵抗を著しく困難にする程度の「暴行・脅迫」がないと罪と認められないことが問題とされており、同意のない性交を処罰するよう求める被害者、支援者らの声が動かしたものとなっています。

2022年5月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ることを目的とし、超党派の議員立法で成立しました。東京都内では、一般社団法人Colabo（コラボ）が、家に居場所がなく、夜の街をさまよう10代の少女たちに寄り添い、共に歩む活動を都内で続けています。本来は行政の仕事ですが、少女らが公的支援につながりにくいことを踏まえ、関係機関と民間団体との協働で切れ目ない支援を実施すると定めています。2022年、この団体の会計報告に「不正がある」として住民監査請求が行われましたが、監査の結果公金の過払いは1円もなく、実際は多額の自主財源の持ち出しがあり、同事業には年400万円超かかっていたことが確認されています。2023年3月14日、東京地裁は、妨害の中心人物の男性にバスカフェとスタッフへの接近禁止などの仮処分決定を出しました。こうした攻撃の本質は、女性支援法の成立などのジェンダー平等の前進を嫌い、女性差別や性搾取などの温存を狙うバックラッシュです。

生理の貧困

コロナ禍で可視化されてきた運動に、「生理のタブーを乗り越えて、社会のあたりまえに」、「トイレトペーパーのように配備を」と、学校や公共施設などのトイレへの生理用品の常備の運動が全国各地でとりくんできたことがあります。経済的な問題だけでなく、生理は恥ずかしいものとしてオープンに話せず、正しい知識が得られず、適切な対処ができない、周囲に理解を得られないという尊厳や人権の問題であり、世界的にも生理用品の非課税化や女性や学生たちへの無償配布がひろがっています。新婦人では、子どもたちへのアンケートなどにとりくみ、子どもたちの声を教育委員会や学校にと置いて懇談・要請を積み重ねてきました。

内閣府調査では、2022年7月時点で715自治体で生理用品の支給が行われ、225自治体でトイレに配備されています。地域女性活躍推進交付金を活用して配備する自治体がひろがっていますが、自治体は、財源確保に努力しつつも不足しており、恒常的配備へ、国に予算確保を求める取り組みが求められています。

日本では、ながらく、生理、妊娠、出産、子育ては「個人責任」とされ、70年代まで結婚退職が制度化されていました。女性たちは、職場から「産休」「生理休暇」などを求め、実現させてきました。1945年には、女性の教員たちが「衛生用品の無償提供」要求をしています。労働組合をはじめ、女性団体は「生理休暇は母性保護のバロメーター」と生理休暇取得運動にとりくんできました。

医療の職場では、「生理中でもトイレに行けず、経血でユニフォームが汚れ、ドクターに汚れているよと言われたことがある」など切実です。生理休暇の取得率は1%にもなりません。子どもたちと生理用品の配備の運動をひろげながら、生理休暇をあたりまえに取得できる社会へ、生理のタブーを打ち破り、ジェンダー平等の社会へひきつづき運動を広げていきましょう。

LGBTQの課題

性自認の尊重と多様な生き方について、とりわけ若年層での大きな意識の変化があります。LGBT当事者は、様々な困難を抱えており、カミングアウトも難しく、自殺未遂率も高くなっています。セクシャル（ジェンダー）ハラスメントの被害をより多く受けているという調査もあります。当事者たちを中心に、差別禁止法を求める運動がひろがるなかで、超党派で準備されていたLGBT理解増進法案は、自民、公明、維新、国民によって大幅に後退修正され、採決が強行されました。その内容は、「性自認」というキーワードを削除し、「すべての国民が安心して生活することができるように」との条文を付け加え、性的少数者の人々が、国民の安心を脅かしているかのように、少数者の権利擁護と多数者の安全を対峙させるという差別解消とは正反対の法となっています。審議の中で、トイレなどの女性スペースの安全の問題がとりざたされ、LGBTの人々が性犯罪に加担しているかのような質疑もおこなわれました。女性の安全を守り、性暴力を許さない社会をつくるのは当然です。LGBTの人々はむしろ性犯罪の被害者となることも少なくなく、生きづらく、孤立させられています。法成立を受けて、自治体や学校などで理解増進のための「基本計画」や指針の策定をすることになります。ジェンダー平等を敵対する統一協会と癒着する自民党議員などによる介入が行われる可能性があります。それを許さないとりくみが求められています。

LGBT理解増進法は、事業者や学校設置者にも教育、研修、就業や教育環境の整備、相談体制などの努力規定もあり、積極的なとりくみをすすめさせるとともに、真の差別禁止法の制定へ、ジェンダー平等をめざす共同のとりくみを広げていきましょう。

女性の権利と健康が守られる国へ

4月21日、日本でも経口人工妊娠中絶薬が承認され5月から販売開始となりましたが、入院施設のある医療機関での処方に限られています。年末年始に行われたパブリックコメントでは、4万6300件の意見が集まり、緊急避妊薬の薬局販売に賛成が97%を占めたものの厚労省・専門家会議による検討会議では、結論は先送りにされています。

昨年アメリカでは、人工妊娠中絶をめぐる国を二分する議論となりました。連邦最高裁判所が「中絶は憲法で認められた権利」だとした50年前の司法判断を覆したことから、共和党の知事の州を中心に中絶を厳しく制限する動きが相次ぎ、避妊薬の市販を求める声が高まっていました。7月13日に米食品医薬品局（FDA）は、処方箋なしでも買える経口避妊薬の市販を初承認。2024年3月までに米国内の薬局やスーパー、オンラインでも購入できる見通しとなっています。

子どもをいつ何人産むのかは、妊娠・出産の当事者である女性の自己決定権を尊重しなければならない：リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）と呼ばれる考え方は国際的な人権保障の流れの中で確立されてきた基本的人権です。日本も、女性の権利と健康を守ることができる国になるべきです。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を

1979年国連で、女性に対するあらゆる形態の差別をなくすために女性差別撤廃条約が採択されました。日本は1985年に批准したものの、1999年に採択された選択議定書（個人通報制度・調査制度）には未だ批准していません。女性差別撤廃条約選択議定書を批准するように国連女性差別撤廃委員会から度重なる勧告を受けていますが、無視し続けている上に、選択的夫婦別姓についても、第5次男女共同参画基本計画から「選択的夫婦別姓」の文言を削除しています。

6月1日には女性差別撤廃条約アクション（OPCEDAW オーピーセドウアクション）が、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める院内集会を行いました。国会議員19人、秘書14人を含め、会場88人、オンライン30人の計118人が参加し、G7サミットにむけたNGOの取り組みの報告の後、批准を求める請願署名73,987筆を紹介議員に手渡しました。紹介議員は80人を超え、地方議会での意見書採択は196議会（3.31現在）にのぼり、うち都道府県が10議会、政令指定都市が7議会です。「G7広島首脳コミュニケを踏まえ、ジェンダー平等実現のために女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める決議」（参加者一同）を採択しました。

集会では、G7に提言を提出したW7（ウーマン・セブン Japan）共同代表の齋藤文栄さんは、アフリカからオンラインで参加し、世界38カ国、87人の市民代表がジェンダー平等などの提言を日本政府に提出したことを紹介。首脳宣言について、フェミニスト外交という言葉がなくなったことや、資金拠出が明記されず、実効性に欠けると指摘しています。

国際女性の地位協会名誉会長の山下泰子さんと、同アクション共同代表で早稲田大学名誉教授の浅倉むつ子さんは、日本が女性差別撤廃条約を批准しながら、個人通報制度で条約の実効性を高める選択議定書の批准をしていないことを批判しました。196の地方議会からも意見書があがっていることから、政府が、G7議長国としての責任をこの1年間どう果たすかを注視することが重要です。

ハラスメントのない社会の実現を

パワハラ防止法は、事業主に対してパワハラ防止措置を義務付ける法律です。正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」で1966年に制定された法律ですが、2019年5月の法改正によりパワハラ対策の強化が図られました。以降、大企業では2020年6月から、中小企業は2022年4月からパワハラ防止措置の義務付けがされました。しかし、この法律は企業に対策、防止を義務付けるものではあるものの、行為自体を禁ずる法律とはなっておらず、包括的な「ハラスメント禁止法」が必要です。

ILO（国際労働機関）は、2021年6月25日の総会では、暴力とハラスメントを禁止する初の国際条約「仕事の世界における暴力及びハラスメントを撤廃する条約（ILO190号条約）」が発効しましたが、2023年現時点においても日本は批准していません。日本政府に批准を求めていきましょう。

ハラスメントは、パンデミック以降さらに増えており、どの職場でも発生していることから、ハラスメントに関する学習と、ハラスメントを禁止し、根絶を進める運動の強化が必要です。

人権保障が図られることがジェンダー平等の実現につながる

人権にとって必要なものは何かについて、国連の人権高等弁務官事務所は、「生まれてきた人間すべてに対して、その人が能力、可能性を發揮できるように、政府はそれを助ける義務がある。その助けを要求する権利が人権です。人権は誰にもある。その人権の実現には政府が義務を遂行する必要があるとしています。1) 人がすることを尊重し、不当に制限しないこと（尊重義務）、2) 人を虐待から守ること（保護義務）、3) 人が権力を發揮できる条件を整えること（充足義務）です。しかし、日本ではあらゆる分野で「人権後進国」の矛盾が噴き出しています。

ジェンダー平等は「女性」だけの課題ではありません、全ての人の課題です。ジェンダー平等実現のためにも、一人ひとりの人権が大切にされる社会の実現のためにも、全体で取り組む必要があります。

消費税増税を招く、インボイス制度は廃止

長引く物価高により、国民・中小業者の生活と経営は困難を極めています。ガソリンや電気代の高騰は日常生活やあらゆる経済活動の足かせとなっています。コロナ禍からお客が戻らない飲食店も多く、国保料・税の負担増には悲鳴が上がっています。燃油や原材料費などの値上がり分を取引価格に転嫁できない中で、コロナ関連特別融資の返済問題に直面しています。

追い打ちをかけるのが消費税のインボイス制度です。売り上げ 1000 万円以下の個人事業者やフリーランスなど多くの小規模事業者に新たに消費税を課し、物価高のさなかに 1 兆円を超す増税が押し付けられるのです。インボイス実施は電気代の値上がりにもつながります。太陽光発電などを行う個人が固定価格買い取り制度（FIT）を使って電力会社に売電している場合、売電する個人からインボイスをもらえない電力会社は消費税負担が増えます。経済産業省は電力会社の負担額を「賦課金」として電気代に上乗せすることを認めています。

消費税は「景気を底から冷やし」、「低所得者・小規模事業者ほど負担が重い」過酷な税金です。世界 104 の国・地域で、物価高騰下の生活支援策として、付加価値税（消費税）が減税されています。岸田政権は、世界のすう勢となっている消費税減税にはかたくなに背を向けています。その一方で、軍拡費用に連なる消費税や軽油引取税の免除を求めていることを許すわけにはいきません。政府に求められるのは、コロナ禍から続く不安と苦悩に寄り添い、暮らしと営業、雇用を支えるため、国民に支援の手を差し伸べることです。

日本の自給率は 38%

コロナ禍による生産や物流の遅れ、ロシア・ウクライナ問題、激化する温暖化と異常気象など、様々な影響で原材料やエネルギー、資材といった、食料・農業に関わるあらゆる生産コストが高騰しています。一方、国連は「世界が戦後最大の食料危機に見舞われている」「世界人口 79 億人のうち 30% が飢餓と食料不足にあえいでいる」と発表するとともに、今後も「急性飢餓（生命が緊急の危機にさらされている）、人口が 3 億 2300 万人に増える」と強い警告を発しています。世界で食料の争奪戦が始まっているなかで、38% と低い日本の食料自給率の向上は待たなしです。しかもその食料自給率 38% も、肥料や種子・種苗は外国輸入に依存した「砂上の楼閣」ともいべき実態です。

こうした事態に、食と農の危機に対する国民の関心と懸念が広がっています。世論調査では 8 割の国民が将来の食料輸入に不安があると答えています。国内での増産体制を強化し、食料自給率を向上させることこそが、いま大多数の国民の願いであり世論です。

ところが、いま進められている来年の通常国会での農業基本法改定に向けた政府の議論では、食料自給率をいろいろある「目標の一つ」に格下げし、低自給率の実態から国民の目をそらさせ、自給率の向上目標を事実上、放棄しようとする流れが強まっています。

さらにその一方で、「戦争する国づくり」政策の一環として、いざという時は農民・国民に強権的に食料生産・農業統制を強いる「食料有事立法」の制定が着々と進められています。国内での増産を棚上げしたまま、軍拡に突き進めば、国民の命も食も平和も守れないことはあきらかです。

「農業の憲法」と言われる農業基本法を改定するという、戦後農政のなかでも極めて重要な局面を迎えている今こそ、戦争する国づくりと、食と農の危機打開とを一体的にとらえて、運動を進めていくことが求められています。そして食料自給率の向上を法律で政府の義務と明記させる国民的大運動を強めていく必要があります。

日本の農業基盤全体が衰退する中で、女性の就農人口も 1999 年から 2019 年の 20 年間で、108 万人から 56 万人まで減少し、基幹的農業従事者に占める女性の割合も 40% に減少しています。農業を基幹

産業と位置づけ、農産物の価格保障と所得補償が行われていれば、農業での後継者も生まれてきます。地域の産業と経済の活性化のためにも、家族農業が持続的に続けていける施策が早急に必要です。

Ⅲ. はたらく女性の要求

第68回はたらく女性の中央集会に結集した私たちは、世界の女性とも連帯し、以下の要求の実現をめざし、職場で、地域で、はたらく女性の共同を大きく広げて行動していきます。

■新型コロナ感染症への対応

1. PCR検査は、いつでも、だれでも、希望すればおこなえる体制を公費でつくること。また、医療機関や高齢者や障がい者施設、保育所などの職員、入所・利用入所者、子どもに対する定期的なPCR検査を実施すること。希望する関係者・家族に無償の検査を行うこと。
2. すべての医療機関、介護事業所に対し、新型コロナウイルス対応と医療・介護提供体制確保のための十分な財政措置を行うこと。
3. 保健所の抜本的な定員増を行うこと。
4. コロナ感染症医療・介護支援は、現行の支援制度を継続すること。

■核兵器のない、平和な社会のために

5. 日本国憲法を改悪しないこと。憲法改正の手続きを定めた国民投票法、憲法違反の集団的自衛権行使のための戦争法、国民の知る権利を侵害する特定秘密保護法、共謀罪法、住民を監視する土地利用法は廃止すること。
6. 国際紛争の問題解決に向けて、圧力や軍事行動に依ることなく、憲法9条を生かし対話で平和的に解決すること。
7. 米軍普天間基地を無条件撤去すること。辺野古新基地建設を中止すること。米軍基地の再編強化を止め、日米合同演習の中止、横田基地へのオスプレイやの配備を撤回すること。米軍機の夜間・低空飛行訓練を中止すること。ステルス戦闘機など敵地攻撃型武力の配備を止めること。日米地位協定を見直すこと。日米安保条約を廃棄し、すべての米軍基地を撤去すること。
8. 在日米軍への思いやり予算など軍事予算を大幅に縮小すること。
9. 自衛隊を海外派兵しないこと。多国籍軍などに参加をさせないこと。敵地攻撃型の自衛隊基地強化を行わないこと。欠陥機であるステルス戦闘機、オスプレイなどの購入を中止すること。
10. 防衛装備移転三原則ではなく、武器の輸出を禁止すること。日米ガイドラインに基づく法整備をやめること。
11. 在日米軍兵による性暴力、自衛隊内のセクハラなど一切のハラスメントを禁止・厳しい処罰を下すこと。
12. 日本政府は核兵器廃絶のために被爆国として国際的にイニシアチブを発揮すること。核兵器禁止条約に署名し、批准すること。米国との核密約を公開し、破棄すること。非核三原則を法制化すること。
13. 原爆被害者への国家補償を制度化し、すべての原爆死没者、生存者に補償を行うこと。

■憲法・国連女性差別撤廃条約にもとづき、男女平等・女性の地位向上に資する施策の推進を

14. 国連女性差別撤廃委員会総括所見の勧告に沿って男女差別の是正を行うこと。選択的夫婦別姓導入などの民法改正と男女差別是正の暫定的特別措置の早期実施、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を行うこと。第5次男女共同参画基本計画の実施にあたっては、憲法と国連女性差別撤廃条約にもとづき、ジェンダー平等・女性の地位向上に資する施策を推進すること。
15. 日本軍「慰安婦」被害女性に対し国として事実認定し、謝罪と補償をただちに行うこと。教科書に日本軍の侵略と加害の事実を記載すること。事実を否定し、被害者をおとしめるヘイトスピーチなどの人権侵害に対しきびしく対処すること。
16. 生理の貧困への対応として、学校や公共施設などのトイレに生理用品を常備するよう恒常的な予算措置をとること。
17. 売春防止法について、女性のみを処罰対象としている条項の削除を行い、支援と保護の対象とし、業者と買春者を処罰する「性売買防止法」とすること。
18. LGBT差別禁止法を制定化すること。
19. 第5次男女共同参画基本計画の完全実施と「202030目標」を早期に達成すること。
20. 女性相談支援センターの実効ある運営・体制を整えていくこと。

■ジェンダー平等に人間らしく働くルールの確立を求めて

21. 生活時間の保障のため1日7時間・週35時間労働制にすること。高度プロフェッショナル制度の

- 廃止、休日・深夜労働の法的規制、勤務間インターバルは最低 12 時間以上に規制すること。時間外労働は限定し、月 45 時間・年 360 時間の上限規制を徹底すること。
22. 不払い（サービス）残業をなくし、有給休暇の完全取得をすすめること。-
 23. テレワーク（在宅勤務）は非正規労働者も含めて本人の希望を尊重すること。長時間労働に陥らないよう、労働時間管理を徹底すること。
 24. 公立学校への 1 年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
 25. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を 1 回の勤務は 8 時間以内、週 32 時間以内、勤務間隔を最低 12 時間以上に規制すること。
 26. 全国一律最低賃金制度を確立すること。最低賃金を時給 1500 円にすること。また、中小企業の負担を軽減するための支援策を講じること。
 27. ケア労働者の大幅賃上げを国庫負担でおこない、配置基準を見直し、増員すること。
 28. 男女雇用機会均等法の実効ある改正を行うこと。男女賃金格差是正、間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブアクションの義務化などすべての職場で真の男女平等を実現するための法整備を行うこと。
 29. 男女ともに仕事と生活の両立支援策を拡充すること。育児時短の小学校低学年までの延長と所得補償、看護休暇を家族一人あたり 10 日間にすること、本人選択制・所得保障の拡充・原職復帰・代替配置等を拡充した育児介護休業法の改正を行うこと。取得しやすい職場環境の整備のための施策を行うこと。
 30. セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなどすべてのハラスメントを包括的に禁止する法律の整備を行うこと。法律には、制裁措置を盛り込み、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」を批准できる内容に改正すること。被害者の人権とプライバシーが確保されるよう第三者の救済機関を拡充すること。ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する」条約を批准すること。
 31. ハラスメントをなくすために、労基法・均等法・育児介護休業法の権利及び防止指針を周知徹底すること。
 32. 「三位一体の労働市場改革」による雇用の流動化は、やめること
 33. 解雇の自由化に道を開く金銭解決制度作りなどは行わないこと。解雇を規制する法整備を行い労働者の雇用と人権を守ること。大企業のリストラを規制すること。
 34. 失業給付期間の延長、給付制限期間の廃止、給付水準の引き上げ、税や社会保険料の減免措置など行うこと。雇用対策の予算を確保し、国や自治体の責任で失業対策を強化すること。女性のための生活保障つきの職業訓練の強化、マザーズハローワークの拡充など就労支援を強化すること。
 35. 公務員の総人件費削減を中止し、要員確保や処遇改善に必要な予算を確保すること。
 36. 非正規労働者の均等待遇が実現する法整備を行うこと。同一労働同一賃金を原則とし、間接雇用、有期雇用を規制し、正規雇用が当たり前となるよう立法化すること。ILOパート労働条約（第 175 号）を批准し、パートタイム・有期雇用労働法を実効あるものに改正すること。
 37. 直接雇用の原則にのっとり、希望する人が正社員になれるよう、労働者派遣制度を早急に見直すこと。「生涯派遣」「正社員ゼロ」につながる労働者派遣法を改正し、派遣先での直接雇用や正規雇用を進めること。
 38. 労働契約法 18 条を徹底し、有期雇用労働者の無期化を積極的に進めるよう企業に求めること。使用者が無期化を忌避するための雇止めや契約変更などしないように指導すること。
 39. 公務ではたらく非正規職員の雇用の安定と均等待遇を図るため、適用除外となっている労働契約法や最低賃金法、パートタイム有期雇用労働法などを公務に適用させることを含め、会計年度任用職員の雇用保障と格差是正に向けた法改正をおこなうこと。また、そのための必要な予算措置を行うこと。
 40. 労働政策審議会の三者構成原則を堅持し、委員任命など民主的運営をおこなうこと。
 41. 労働者の救済機関としての役割を果たすために、労働委員会の委員の任命は、その公正中立性を守ること。
 42. 労働基準監督署全体の体制拡充と専門性の維持を図るため、技官の採用を再開すること。また、「働き方改革」「パワハラ防止措置義務化」などの重要な施策を担う雇用環境・均等局職員の大幅増員を行うこと。くわえて、雇用均等行政の専門性を十分に確保すること。
 43. 政府主導で JAL 再建中に起こった 165 名の不当解雇については政府の責任で全面解決すること。

44. 航空機の安全を担う客室乗務員の地位と労働条件の向上の為、国家ライセンスの付与、人間らしく働ける労働条件の確立、評価賃金制度の廃止を行うこと。
45. 所得税法第56条を廃止し、自営業・農林漁業に従事する家族の働き分を正当に認め、女性の人格を尊重し、人権を保障すること。
46. 雇用とくらしを守るために、大企業に内部留保の活用など、社会的責任を果たさせること。

■被災地の早期復興と原発ゼロを求めて

47. 地震、豪雨災害など被災地の復旧、復興には被災者の声を反映すること。被災者生活再建支援法の対象を拡大し、生活支援金の増額など抜本改正すること。
48. 東京電力福島第一原発事故の収束宣言を撤回し、国と東京電力は総力を挙げて福島第一原発事故を早期に収束させること。ALPS処理水は、海洋放出をおこなうことなく、国の責任で直ちに解決すること。原発事故によるあらゆる被・損害の賠償打ち切りをせず、国と東電の責任で、完全に賠償すること。
49. 稼働中の原発をただちに停止し、増設はしないこと。日本のすべての原発の再稼働は行わず廃炉にすること。
原子力基本法の「安全保障」の項目を削除すること。原発の輸出は行わないこと。日本政府が決めた2013年基準のCO₂削減目標と原子力依存のエネルギー基本計画を撤回し、原発・火力に依らないで、2030年には自然エネルギーの電力で45%以上と設定し、確実な国内対策を実行すること。
50. 被曝基準の安易な緩和は行わず、事故処理に従事する労働者の安全基準を確実に守らせること。労働者・住民の健康管理を長期にわたり実施すること。
51. 自主避難者の家賃補助打ち切りは撤回し、生活基盤を築ける賠償をおこなうこと。
52. 「避難計画策定」をはじめ原子力規制委員会の新基準に欠落している問題を見直し、安全確保に責任をもった審査を行うこと。
53. 被害も含めて、住民との十分な協議のうえに、地域防災計画・避難計画を策定すること。計画の策定にあたっては、女性の参画を保障すること。

■日本の農業を守り、自営業の保護・中小企業の振興をすすめ、税改正、地域経済の活性化を求めて

54. 自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、食料増産と自給率の向上で国民の命と食を守ること。農業基本法改定にあたっては、自給率目標を定める「基本計画」を国会承認制とし、法律で食料自給率向上を政府の責務とすること。
55. 気候危機、コロナ禍、そしてロシアの侵攻によるウクライナ危機が進行するなか、穀物や肥料、原油の価格が軒並み高騰している。しかし農家は生産コストが農産物価格に転嫁できず、深刻な経営危機に直面している。国は燃油、家畜飼料、肥料、農業資材の高騰に対する支援策を行うこと。同時に自治体も独自の支援策を講じること。
56. 余剰」とされている米や牛乳・乳製品を政府が買い上げ、食料支援にまわすこと。学校給食を無償化すること。
57. 水田活用直接支払い交付金の見直しを中止し、自給率が低い畑作物などへの交付額を増額すること。転作牧草への補助金削減を撤回すること。
58. 国連「家族農業の10年」の国内アクションプランを作成し、家族経営農業を支援する政策で、地域経済・雇用を守ること。
59. 新規就農者対策の拡充、定年帰農への支援、集落営農、生産法人への経営支援対策の充実で地域を守ること。
60. 遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品の表示を義務化し、消費者への安全で安心できる食品の生産と流通を行うこと。
61. 消費税を当面5%に減税し、インボイス制度を廃止すること。
62. コロナ禍と物価高騰の影響を受けるすべての中小業者に対する支援を継続、拡充すること。

■すべての国民が安心して暮らせるための社会保障・社会福祉の拡充を求めて

63. 国の予算については軍事費を削って、社会保障・教育など国民の暮らしを改善する予算に回すこと。
64. 社会保障関係費の伸びを抑制する方針を撤回し、社会保障費を大幅に増やすこと。
65. 生活保護基準や住宅扶助基準、冬季加算の引き下げを撤回し、高齢加算を復活させること。資産調査拡大など受給抑制策や生活保護制度の改悪をやめ、憲法25条の生存権に基づく拡充を行うこと。

66. 子ども・子育て支援は企業参入によらず国と自治体の責任ですすめ、認可保育所・学童保育所を増設し、待機児童を解消すること。保育所の施設・人員配置基準は緩和せず拡充し、学童保育所の運営基準を引き上げること。放課後児童支援員（学童保育指導員）・保育士の待遇改善を行うこと。保育士の資格要件の緩和は行わないこと。学童保育指導員の配置基準の参酌化は廃止すること。
67. 公的・公立病院の統廃合・移譲、民間委託をやめ、住民要求に沿う公的病院の役割発揮、医療提供体制の整備・拡充を行うこと。医師・看護師・介護職員の待遇改善と大幅増員を実現し、安全・安心の医療・介護・社会保障を実現すること。利用料の2割負担の対象拡大は行わないこと。
68. 国庫負担増額による介護保険制度の抜本的な改善を行い、要支援者の保険外し撤回と、特養入所者の要介護3以上の制限を撤回すること。すべての要介護者・要支援者への必要な介護の提供と国庫負担による新予防給付や地域支援事業体制の整備拡充を行うこと。
69. 75歳の窓口負担2割化の廃止。大幅な病床削減や負担増による患者追い出しをやめること。低所得者への軽減措置を直ちに復活すること。
70. 全額国庫負担による最低補償年金制度の確立と、国庫負担2分の1以上への引き上げによる基礎年金制度の確立と給付額の引き上げを行うこと。支給開始年齢の60歳への引き下げと、年金支給開始年齢に接続するまでの雇用の確保ととともに暮らせる賃金を保障すること。
71. 国庫負担を増やして国保料（税）を引き下げること。すべての国保加入者に、無条件で正規の保険証を交付すること。国保に傷病手当・出産手当を新設し、休業補償を行うこと。
72. 安心して妊娠・出産できるように、出産一時金を増額すること。国の責任で、妊婦健診14回無料化を継続すること。国の制度として所得制限なしに18歳未満の子どもの医療費を無料にすること。不妊・不育治療にかかる休暇の新設や拡充と有給化、医療費助成を拡充すること。
73. 国の責任で社会保険庁の不当解雇を撤回し、公的年金制度の管理運営を行うこと。年金機構の有期雇用職員の労働条件を改善し、安定的な雇用を実現すること。
74. 年金積立金の株式運用をやめること。国は運用損の損失の責任を取る。年金給付の切り下げを行わないこと。年金加入期間（保険料払い込み期間）の延長・年金支給開始年齢の先送りは行わないこと。年金の支給を毎月支給にすること。消費税によらない最低保障年金制度の創設と女性が自立できる年金制度を確立すること。当面国庫負担分の年金額をすべての受給年齢高齢者に給付すること。
75. 誤登録や情報漏えいのトラブルが続出するマイナンバーカードと健康保険証の一体化はただちにやめて、現行の健康保険証を残すこと。介護保険証や免許証などの紐付けもおこなわないこと。
76. 児童虐待をなくすために、児童養護施設を増設し、児童相談所の職員を大幅に増員すること。
- 子どもの貧困をなくし、すべての子どもにゆき届いた教育を求めて**
77. 各地で深刻化している教員未配置（教師不足）を解消するための対応をただちにおこなうこと。また、臨時教職員の拡大・多用化をやめ、正規教員の配置を原則とするよう国として必要な予算措置をすること。
78. 特定の価値観の押し付けや子どもたちの内心の自由への侵害につながる「道徳の教科化」を撤回すること。英語教育の早期化・強化を進めず、小学校での教科化や中学年以下での「外国語活動」の導入の見直しを行うこと。希望するすべての小学校に外国語教育について専門的的力量をもった専科教員を配置するなど、必要な教育条件整備をおこなうこと。学習指導要領の「大綱的基準」としての趣旨を徹底し、学校への押しつけをおこなうことなく、各学校の自主的な教育課程編成を保障すること。
79. 新たな研修制度での「研修受講の奨励」「指導・助言」による受講強制や、研修記録等の新たな負担、人事評価へのリンクをさせないこと。教員免許管理システムの改修や「研修履歴システム」の構築、運用にあたっては、個人情報流出や目的外使用などがないように万全の態勢を整えること。また、安易に民間業者等に委託しないこと。
80. 義務教育学校や小中一貫校の設置を押しつけないこと。
81. 学長の権限強化などを行わず、大学の自治を守ること。教育予算削減・恣意的配分による大学への競争の持ちこみや国家統制の強化は行わないこと。大学での軍事研究開発への研究援助などは行わないこと。人文系学部を縮小しないこと。
82. 子どもたちや学校にいつそうの競争と序列化をもたらす全国一斉学力テストを中止すること。また、民間企業等への「個票データ等の貸与」をおこなわないこと。悉皆による「運動能力テ

ト」を押しつけないこと。

83. 日の丸・君が代の押し付けをやめること。「憲法に定めている思想及び良心の自由を侵害するものではない」という「国旗・国歌法」制定時の国会答弁をふまえて対応すること。
 84. 教職員定数を抜本的に改善し、国の責任で35人以下学級を小学校で早期に実施するとともに、中・高等学校でも実現すること。
 85. 「子どもの貧困対策法」をいかし、自治体の責任で貧困家庭の子どもの教育、生活、就職などについて数値目標を立てるなどして実効ある措置を行うこと。
 86. 教育予算を大幅に増やし、公財政教育支出の対GDP比をOECD加盟国の平均並みまで引き上げること。所得制限を導入した「高校就学支援金制度」を撤回し、「高校無償化」に戻すこと。国際人権A規約13条の批准をいかし、中高等教育の無償化を進めること。給食費・教材費なども含め教育の無償化を実現すること。給付奨学金制度の拡充を行うこと。就学援助制度を拡充し学費負担の自治体間格差をなくすこと。
 87. 教科書検定のあり方を抜本的に見直し、教員・保護者の意見が反映する採択制度にすること。教科書採択への不当な介入をやめること。
 88. 旧統一協会と一体となった政治の包括的性教育への介入の実態を明らかにし、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを含む発達段階に応じた包括的性教育と、人権尊重を基本としたジェンダー平等教育を推進すること。
- 人権・民主主義を守ること、民主的な国家行政・地方自治の確立を求めて
89. 強制送還ありきの改悪出入力管理法をただちに見直し、難民条約と国際基準に則ったものに改正すること。
 90. 言論・表現の自由を守ること。マスコミへの不当な圧力・介入を行わないこと。
 91. 盗聴法改悪や司法取引制度の導入を盛り込んだ刑事訴訟法を中止し、取り調べの可視化対象の拡大など、冤罪防止のための実効性が確保される法改正を行うこと。
 92. 小選挙区制を廃止すること。女性が政治進出し、民意を反映できる選挙制度にすること。女性の政治参画を押し進めるために、政治分野における男女共同参画推進法の実効性を高めること。
 93. 日本学術会議の新会員候補6名の任命拒否を撤回し、直ちに任命すること。
 94. 特定の地域や企業を優遇し、便宜を図り行政をゆがめる「国家戦略特区」は廃止すること。
 95. 依存症や多重債務など社会的な問題を引き起こすカジノ実施法は廃止すること。
 96. リニア新幹線などの不要な大型開発を中止すること。
 97. 金融・通信のユニバーサルサービスの維持と国民のための郵政事業確立にむけ、三事業一体経営とすること。
 98. 国家公務員の総定員法を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回するなど、定員管理政策を抜本的に改め、国民の安心・安全を確保できる必要な要員を確保し、公務・公共サービス拡充すること。行政サービスの低下を招く「市場化テスト法」、「指定管理制度」を廃止すること。公共サービスを民間企業の営利追及の手段に変質させる公務の民間委託推進を改めること。
 99. 国の役割を外交、防衛、金融などに限定し、地方自治体への移譲や民間に丸投げし、国の責任を放棄する「道州制・地方分権改革」による事務・権限の委譲や国の地方出先機関の廃止はおこなわないこと。地方自治・地方財政を拡充し全国のどこに住んでも、健康で文化的な生活をおくれる権利を保障すること。
 100. 時の政権による恣意的な人事配置が可能となる内閣人事局を廃止し、国民のための公正・中立、安定した行政を担保するための新たな人事行政機関を設置すること。
 101. 国会・地方議会での性差別や女性べつ視発言を一掃するために、議会や自治体など公職者の研修を行うこと。出産・育児・介護での休業制度をはじめ、両立支援制度を充実させ、議員活動を続けるための条件整備を行うこと。

日本政府への決議

私たちは、10月7日・8日、長野市内で、オンラインを併用し「ミサイルよりケアを、増税より賃上げを！いのち・暮らし、平和を守る憲法を生かそう 一人ひとりが大切にされるジェンダー平等社会の実現を」スローガンに掲げ、第68回はたらく女性の中央集会に集いました。

記

はたらく女性の要求として101項目を要求します。

2023年10月7日
第68回はたらく女性の中央集会

アメリカ合衆国政府への決議（案）

私たちは、10月7、8日と、日本国長野県長野市で「ミサイルよりケアを、増税より賃上げを！」「いのち・暮らし、平和を守る憲法生かそう」「一人ひとりが大事にされるジェンダー平等社会の実現を」をスローガンに、第68回はたらく女性の中央集会 IN 長野を開催しました。

日本の男女賃金格差は生涯賃金で試算すると1億6千万円以上の差となっています。育児・家事は女性の役割とされ、出産を前後して退職・退職強要され、再び働く場合は低賃金で不安定なパートや派遣労働などの非正規雇用とされています。低賃金の結果、年金額も低く、何歳になっても働き続けなければ生活がままならない事態となっています。私たちの生活は、ぎりぎりとなっており、将来不安も増大するなか、岸田政権は、貴国の要請を受けて、軍事費2倍化へと大きく舵をきり、国民の暮らし・社会保障の予算が蔑ろにされてきています。敵基地攻撃能力の保有と大軍拡をすすめる「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」、いわゆる安保3文書を、国民の反対を無視して閣議決定し、南西諸島など日本列島各地の軍事化、武器輸出拡大をすすめています。貴国の軍隊と一体となって海外で戦争できる自衛隊と国づくりを許すことはできません。

国連では、2021年に「核兵器禁止条約」が発効し、多くの国がつぎつぎと条約に参加、署名国は92カ国、批准国は68カ国となっています。被爆者からの証言に基づいた高校生の「原爆の絵」展が、各地でとりくまれ、今年8月、広島、長崎では、両市長が「核抑止力論に立つべきではない」と明確に表明、日本でも抑止力論への批判が広がっています。貴国も速やかに条約に参加し、外交努力によって核兵器のない平和な世界を構築するためにこそ力を尽くすことを強く求めます。批准手続きをすすめようとしている国へのハラスメントなどあってはなりません。

以下、要請いたします。

記

- 1、日本国憲法を尊重し、日本への軍備拡大・戦争協力を要請しないこと。日本国内での基地強化やミサイル配備をしないこと。米軍基地費用の日本への押し付けはやめること。
- 1、日米軍事同盟は解消し、日米友好平和条約を結ぶこと。
- 1、普天間基地は無条件返還、辺野古新基地建設は断念、高江のヘリパッドは撤去すること。
- 1、日米合同演習を中止し、日本国内各地で行われている日米合同軍事演習オスプレイ飛行訓練や低空飛行を中止し、配備を撤回すること。米軍基地の再編・強化を止めること。
- 1、女性への性暴力など、米軍犯罪の根絶へ実効ある措置を取り、日米地位協定を全面的に見直すこと。
- 1、PFAS（有機フッ素化合物を含む）汚染水を公共下水道へ放出したことを謝罪し、アメリカ合衆国政府の負担で処分すること。
- 1、横須賀の米原子力空母の「母港」化を撤回すること。日米原子力協定を理由に、日本政府に原発推進政策をとることを強要しないこと。
- 1、核兵器禁止条約に署名・批准し、最大の核保有国としての責任を果たすこと。

2023年10月7日
第68回はたらく女性の中央集会

ロシア政府への決議（案）

私たちは、2023年10月7日・8日、日本の長野において、第68回はたらく女性の中央集会 IN 長野を開催し、全国各地から女性たちが参加し、「ミサイルよりケアを、増税より賃上げを！」「いのち・暮らし、平和守る憲法生かそう」「一人ひとりが大切にされるジェンダー平等社会の実現を」と学び、語り合いました。

私たち日本国民は、国際紛争の解決手段として、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」について「永久にこれを放棄する」、そしてその目的達成のために、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」という憲法9条を日本政府に守らせるためのたたかいを積み重ねてきています。紛争の解決のために武力を行使しないことは、人類の歴史の教訓です。

2022年2月、ロシアがウクライナ侵略を突如として開始したことは、私たち、もそして世界の人々が衝撃を受けました。多くの子どもたち、女性たちが命を奪われています。女性たちに対する性暴力などロシア政府が行っている戦争犯罪は断じて許すことはできません。

2023年2月、ロシアによるウクライナ侵略開始から1年を機に開催された国連総会の緊急特別会合は、ロシア軍のウクライナからの完全撤退や国際法上の重大犯罪への調査と訴追などを求めた決議案を141カ国の賛成で採択しました。昨年につき、国際社会は強い対ロシア非難を改めて示しています。

こうした世界の声を無視し、民間人への無差別攻撃など軍事侵略をエスカレートさせ街全体が廃墟と化したり、市民の拷問、虐殺や、多くの子どもたちがロシアに連れ去られるという惨劇が続いています。

プーチン大統領が核兵器使用の威嚇をたびたび行っていることは、被爆国日本の女性たちに深い悲しみと怒りを広げています。核兵器の使用は長期に影響を及ぼすだけでなく、いったん使われてしまえば、国際社会が培い、守ってきた秩序やモラルが根底から崩れてしまいます。

武力による威嚇と行使を禁止した国連憲章、武力による復讐（ふっきゅう）を禁止した国際法の原則、民間人保護の国際人道法にも反する行為であり、これ以上戦争犯罪を重ねないこと、ましてや核兵器の使用など絶対許されません。違法な併合を撤回し、即時・完全・無条件にウクライナから撤退することを、以下強く要求します。

記

ロシア軍はウクライナからただちに無条件撤退をすること。

2023年10月7日
第68回はたらく女性の中央集会

祝 第68回はたらく女性の中央集会in長野

長野県労連

祝 はたらく女性の
中央集会 in長野

誰もが自分らしく

いきいき働き続けられる社会に



長野県内の医療・介護・福祉分野で働く仲間の労働組合です

長野県医療労働組合連合会

長野市県町 593 Rinks593 TEL026-217-4323



全ての職員が安心して
働ける職場づくりを！



長野県障害児学校教職員組合 女性部
〒380-0846 長野市旭町 1098 教育会館 6階
TEL : 026-235-6723 Email : syokyoso@avis.ne.jp

命の尊厳、平和と民主主義の
大切さを語り合い、
子どもたちの豊かな未来を
切り開くために



長野県障害児学校教職員組合
〒380-0846 長野市旭町 1098 教育会館 6階
TEL : 026-235-6723 Email : syokyoso@avis.ne.jp

教え子を
再び戦場に送るな



長野県高等学校教職員組合
〒380-8790 長野市県町 593
TEL : 026-234-2216
FAX : 026-234-2219

祝 はたらく女性の中央集会 in 長野

- ☆ 戦争への道は歩まない
- ☆ ジェンダー平等
- ☆ 多くの仲間を迎えよう

建交労 長野県本部

380-0838
長野市県町 593 Rinks593 3F
TEL・FAX 026-232-0001

第68回
はたらく女性の
中央集会 in 長野

上小地区労働組合連合

〒386-1102 上田市上田原1142-7
TEL 0268-26-2772
FAX 0268-26-1903

みんなで、要求実現！



JMITU 長野地方本部
長野県上田市上田原 1111

祝 第68回
はたらく女性の中央集会
in長野



ろうきんは、
はたらく女性を、
応援します！

はたらく人の想いを生きる
長野ろうきん

全日本年金者組合長野県本部

物価高騰に見合う年金の引上げを
最低保障年金制度の創設を
大軍拡・大増税ノー
健康保険証を使い続けよう



長野市県町 593 高校会館内
TEL・FAX 026-235-1005

祝 第68回 はたらく女性の
中央集会in長野

生協労連
コープネットグループ労働組合
〒336-0018
埼玉県さいたま市南区南本町1-16-9
TEL048-839-1052

祝 第68回はたらく女性の中央集会在長野

祝 第68回
はたらく女性の
中央集会在長野




長野地区労働組合総連合
〒380-0838 長野市県町 593 Rinks593
TEL:026-217-2586 FAX:026-217-9073
Mail:n-roren@nifty.com

私たちは「人と人との出会い」と
そこから生まれる「コミュニケーション」を大切に、
心豊かな社会の発展に貢献します。



名鉄観光

祝 第68回はたらく女性の
中央集会在長野




国民医療の向上をめざす
全国保険医団体連合会

〒151-0053
東京都渋谷区代々木2-5-5新宿農協会館5階
女性部長 齊藤みち子
TEL:03-3375-5121 FAX:03-3375-1862

自由法曹団女性部

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202号
Tel 03-5227-8255
Fax 03-5227-8257
URL <http://www.jlaf.jp/>

女性部オリジナルの憲法リーフを、女性団体は無料でお送りしています。ぜひご注文ください!



『婦団連通信』『女性白書』

平和とジェンダー平等、
女性の要求実現へ共同広げよう
日本婦人団体連合会（婦団連）

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303
電話 03-3401-6147 FAX03-5474-5585
Eメール fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

新日本婦人の会中央本部

- ★武力で平和は守れない
- ★時短でジェンダー平等実現
- ★セクハラ禁止規定を！
- ★男女賃金格差解消へ

東京都文京区小石川 5-10-20 
TEL 03-3814-9141

婦人民主クラブ
婦民新聞

〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8
第12宮庭ビル303
Tel 03-3478-2317
Fax 03-3478-2318

空の安全と
労働者の人権を守るため、
勝利まで闘います！

JAL不当解雇撤回争議団

国連「家族農業の10年」で
農山漁村を再生させよう！

農民運動全国連合会 女性部
電話：03-5966-2224
twitter @JFFMwomen でも発信中フォローしてね!

業者婦人の地位向上のため
所得税法第56条は廃止を

全商連婦人部協議会
〒171-8575
東京都豊島区目白 2-36-13
TEL 03-3987-4391
FAX 03-3988-0820

ジェンダー平等社会実現！物価高に負けない賃上げを！最低賃金は全国一律1500円以上に！
8時間はたらけば人間らしく暮らせる社会へ



労働相談ホットライン(一人でも入れる組合あります)
全労連  **0120-378-060**

全国労働組合総連合 受付 月～金AM10時～PM5時 お近くの労働センターにつながります

祝 第68回はたらく女性の中央集会in長野

憲法と子どもの権利条約がいきる教育を！



子どもも先生も笑顔で過ごせる学校を！

教え子を再び戦場に送るな！

全日本教職員組合女性部



<https://www.zenkyo.jp> TEL:03-5211-0123/FAX:03-5211-0124

平和な未来のために

国公女性協



日本国家公務員労働組合連合会
女性協議会

03-3502-6363
<http://kokkororen.com/>



郵政産業労働者ユニオン女性部

〒170-0012
東京都豊島区上池袋 2-34-2

<http://www.piwu.org/>
一人ひとりが大切にされる運動で、
一人ひとりが大切にされる職場を！

夜勤改善・大幅増員で
安全・安心の医療・介護・
福祉の実現を

日本医療従事者団体協議会

東京都台東区入谷 1-9-5

☎ 03-3875-5871

URL [http:// www.ironen.or.jp](http://www.ironen.or.jp)



平和・憲法・いのち・暮らしを守り
ジェンダー平等社会を実現しよう！

日本自治体労働組合総連合女性部

〒112-0012 文京区大塚 4-10-7 自治労連会館

☎:03-5978-3580 メール:info@jichiroren.jp



憲法9条にノーベル平和賞を！

ひびきあう 心を一つに束ね

明るく働きやすい 職場をつくろう

全印総連女性部・全印総連東京地連女性部
(全国印刷出版産業労働組合総連合会女性部)

〒113-0033 東京都文京区本郷2-36-2 T.M.畑中ビル302
TEL:03-3818-5125 FAX:03-3818-5127



**ジェンダー平等
守ろう9条
なくそう原発・核兵器**

全日本建設交運一般労働組合女性部

〒169-0073
東京都新宿区百人町四丁目 7-2 全日自労会館
Tel 03-3360-8021 <http://www.kenkourou.or.jp/>



言葉の力を信じ、
武器を持たない勇気を！

全労連・全国一般労働組合
女性センター

〒113-0034 文京区湯 2-4-4

全労連会館 9階

電話 03-5840-6277

FAX 03-5689-5240

祝 第68回はたらく女性の中央集会在長野

<p>国民のための通信を守ろう</p> <p>JMITU通信産業本部 女性部</p> <p>〒156-0043 東京都世田谷区松原 3-41-15 N T T松沢別館2階 (電話) 03-5355-7931</p>	 <p>新聞に情報あり</p> <p>新聞にはたくさんのお話があります。それは「大事な話」や「伝えたい話」。「元気になる話」だったり。そんな大切な話を印刷しお届けする会社です。</p> <p>株式会社 きかんし 〒105-0053 東京都港区辰巳2-8-21 TEL 03-5534-1234 FAX 03-5534-1235 http://www.kikanshi.co.jp/</p>	<p>印刷、デザイン、編集、企画・宣伝物、グッズはおまかせください♪</p> <p>パンフレット シリフ 冊子 書籍 ノボリ うちゆ 扇子 缶バッジ シール Tシャツ ポケットティッシュなど</p> <p>株式会社 かんきょうムーブ 東京事務所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-10 アイビービル 202 TEL 03-3868-8650</p>
--	--	--

印刷からSNSまで
宣伝のことなら
お気軽にご相談ください。



 デザイン 印刷物 SNS 旗のぼり グッズ

(株)光陽メディア 光陽メディア 検索
TEL: 03-3260-9229 FAX: 03-3235-0710

まごころを おかけさまで
荷物に込めて 60周年
DM・配送・保管など

教宣文化社
〒359-0012 埼玉県所沢市坂之下 794
TEL 04-2944-4323 FAX 04-2946-0118

お客様の想いを形に

AP あかつき印刷株式会社
AKATUKI
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 APビル
TEL 03-3497-0531 FAX 03-3497-0043
<https://www.aik.co.jp>

大阪壊す維新政治ストップ！均等待遇を実現し働きやすい職場を！
なかまを増やし、ひとりぼっちの女性労働者をなくそう！
全国一律最低賃金 1500円とジェンダー平等社会を実現しよう！

* 昨年大阪集会にご参加・ご協力ありがとうございました！
長野大会の成功を祈念いたします。

全大阪労働組合総連合 女性部
〒530-0034
大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 1階 TEL06-6353-6421 FAX06-6353-6420

最賃タオル 1枚 500円
活動のお供に！
申込は大阪労連まで

万博は見直しを！
カジノ・IR反対！
府民のいのちと
くらしを最優先に！

ジェンダー平等、だれもが安心して生き働きたい！
女性の共同をひろげ、憲法いかす社会を実現しよう

第68回はたらく女性の中央集会在東京実行委員会
東京都豊島区南大塚2-33-10 東京地評女性センター 気付
TEL03-5395-3171

守ろう！憲法9条

ジェンダー平等、格差・貧困をなくそう！全国一律最賃1500円
ハラスメント根絶、実効ある労働時間の上限規制の実現を！

東京地評労働組合評議会 東京地評女性センター
東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館 6階
TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240

軍事費の拡大より社会保障の拡充を

長野県社会保障推進協議会(長野県社保協)

〒380-0838 長野市県町 593 長野県高校教育会館 3 階

TEL026-219-6314 FAX026-219-6316

URL | <http://www.n-syahokyou.com>



第69回 はたらく女性の中央集会は

岩手におでってくなんせ～ 2024年10月or11月



はたらく女性の

IN
長野

中央集会

SNSデモ

～会場の熱気を拡散・共有しよう～

- #働く女性」の中央集会IN #長野 とタグ付けして投稿してください
- 公式アカウントをシェア・リポストしてください

X (twitter)



facebook



Instagram

